

令和5年第1回定例会

(第2日)

令和5年3月6日

令和5年第1回平川市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程（第2号）令和5年3月6日（月）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

- 1番 葛西 勇 人
- 2番 山谷 洋 朗
- 3番 中 畑 一二美
- 4番 石 田 隆 芳
- 6番 工 藤 秀 一
- 7番 福 士 稔
- 8番 長 内 秀 樹
- 9番 佐 藤 保
- 10番 山 田 忠 利
- 12番 原 田 淳
- 13番 桑 田 公 憲
- 14番 齋 藤 剛
- 15番 工 藤 竹 雄
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総務部長兼健康福祉部理事	對 馬 謙 二
財 政 部 長	西 谷 司
市民生活部長	今 井 匡 己
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
経 済 部 長	對 馬 一 俊
建 設 部 長	原 田 茂
教育委員会事務局長	一 戸 昭 彦

平川診療所事務長	宮 川 厚
会 計 管 理 者	古 川 聡 子
農業委員会事務局長	小笠原 健
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇
監査委員事務局長	成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長	小 野 生 子
総務議事係長	河 田 麻 子
主 事	佐 藤 吏
主 事	藤 木 遥 奈

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

7番、福士 稔議員より、少し遅れる旨の連絡がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

本定例会における一般質問者は12名であります。通告された全議員が一問一答方式を選択しております。質疑応答の時間は、おおむね1時間以内とします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いします。

次に、発言の許可についてですが、最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。また、特別職を除いた市職員は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

本日は、一般質問通告一覧表の第1席から第4席までを予定しております。

第1席、12番、原田 淳議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（原田 淳議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員の一般質問を許可します。

○12番（原田 淳議員） ただいま、議長より一般質問の許可を頂きました、第1席、議席番号12番、原田 淳です。

今年の冬は、非常に寒い日が続いたように感じております。そのような中において、灯油や日常生活品の高騰、電気代の異常な値上がりがあり、このことにより低所得者にとって、食料品や暖房費の節約を余儀なくされ、低体温症や栄養不足が生じていると。そのような方々は、社会的弱者と言われる人たちが多く、医療機関に救急搬送されていると聞いております。

ただ、本市においては、今年度も高齢者世帯や低所得者世帯等に福祉灯油代として1万円ではありますが、支援していただきました。来年度においても、食料品や燃料費等の高騰は続くのではないかと考えられます。本市においては、できることであれば、来年度はもう少し上乗せをして、額を支援していただきたいものと思っております。

それでは、通告どおり質問をして参りますので、よろしくお願いを申し上げます。

1 本庁舎敷地内にバス進入路と待合室を設置するべきと考えるが、市の考え方を示していただきたい。2月10日の議案説明会において、本庁舎外構2期工事概要の図面が示されました。この図面の概要を見る限りでは、何かいま一つ足りないように感じております。市民の方が家族で、また、友達同士でお茶を飲みながら市役所敷地内で少しでも時間を有意義に過ごせるような、市民が集まって来るような雰囲気づくりがあっても、もう少し遊び心があってもよかったのではないかと考えています。

少し話は飛びますが、以前、市長は役所前にねぶた小屋を建ててはどうかというよう

なこと言っていたと記憶しております。たとえ冗談だとしても私はいいい発想だと、かなり市民には受けるのではないかと思っておりました。実は私も旧平賀町のときに、世界一の扇ねふたの小屋を建てる場所は、旧庁舎に向かって右側に建設してほしいと言ってきましたが、実現することはできませんでした。

いずれにいたしましても、この役所敷地内においては、市民のためのサービスと市民のために役立つ、市民からありがたいと思えるような創意工夫が必要ではないかと思っております。これから、さらなる高齢化社会となり、免許の返納による公共交通機関等の利用者が多くなっていくのではないかと考えられます。この役所周辺には郵便局、銀行、スーパーなどがあり、市役所だけへの用事ではない方々がたくさん来ると思います。

そのようなことから、市役所敷地内にバスの進入路を整備し、バス待合室が設置されることとなれば、行政サービス、大きな市民サービスとなるのではないのでしょうか。本庁舎敷地内にバス進入路と待合室を設置すべきと考えるが、市の考え方を示していただきたい。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） おはようございます。原田 淳議員の御質問にお答えをいたします。平川市役所前バス停留所に待合室を設置すべきとの御提案についてであります。高齢者や障がい者など、様々な方が利用するバスの利便性向上のため、待合環境の改善は必要であると考えております。

令和3年3月に策定した平川市地域公共交通計画では、医療機関や商業施設が集積する地区などにある主要なバス停においては、利用者の安心感や利便性を高めるため、ベンチや屋根などを整備することで待合環境の改善を図ることとしております。

現在のところ市では、旧庁舎跡地に整備するふらっと広場の敷地の一部にバス専用の進入路を設置する計画はありませんが、第2期工事終了後にバスが本庁舎敷地内を走行するルートへの変更を計画しており、その際には平川市役所前バス停留所を廃止し、本庁舎の1階と2階の入口付近に停留所を増設する予定としております。それに合わせて、1階入口付近の停留所へ雨風をしのげるような待合施設の整備ができないか、現在検討しているところでありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 基本的には必要であるというようなことを言っていました。バス停留所については、ベンチあるいは屋根をつけてですね、そういうことを言っています。敷地内にはまずもって侵入路は設置しない、できないというようなことだと思っております。

待合室は1階付近に設置する予定ですか。まずもって検討するということでしたが、バスの侵入路は設置しないという、できないのかどうか、その辺についてちょっとお聞きいたします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 原田 淳議員の進入路についての質問にお答えいたします。庁舎前の広場につきましては、新本庁舎を中心としたにぎわい創出のため、今後、様々なイベントなどに活用されることを期待して設置するものであります。バスの侵入路や待合室を設置する考えは今のところございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） この間、この図面が渡されまして、本庁舎敷地内に新たにバス進入路を整備することは、今の時点では外構2期工事の概要図面ができており、4月中に工事発注予定であると。この図面からいけば、工期の予定が令和5年7月から令和6年3月までとなっていることから、外構工事を変更見直しするには難しいと。広場前においては、いろいろなイベントができることから、進入路については考えていないということのようです。

このまだはっきりしていない時点においてですね、外構の工事の見直しということについては難しいということなのか、それとも無理だということなのかどうか答弁をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私から、外構2期工事の変更を仮に行った場合、可能かどうかという御質問についてお答えします。

まず、この計画については開発許可及び建築確認、これら全部整ってございます。これらを、今のそのバスの関係から待合室関係、それらを変更するとなれば、その許可の変更と設計の変更、これらを考えますと約1年程遅れることとなります。

ですので今、来月4月発注予定の外構工事を一旦凍結して、その変更の手続関係やることになるかと思いますので、不可能ということではございませんが、かなり難しいということでございます。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 変更するという事になれば、1年以上はかかるということに難しいというような答弁でした。

例えばですね、この外構2期工事の概要について議員が反対したならば、これ見直しをかけなければならないことになるわけですよね。今、議員構成からして、そのような行為は無理だとしても、担当課が建設課となっているようですが、この図面を見たときに役所敷地内に市民へのサービスのために、バスの進入路やバスの待合室を考えたことは、まずもってないですよね。

政策推進課では、この待合室については、何か1階に設置しようと検討しているようですけれども。今、示されている図面ができたので、予定どおり進めていこうということではなく、この図面が本当に市民へのサービスとなっていると言えるのかどうか。侵入路にしる待合室にしる、そのような検討は行ったことがありますか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） ただいまの再質問にお答えします。現在、想定している場所についてはですね、ふらっと広場ということで計画のほうなされております。待合場所、進入路ということになれば、かなりのスペースを要することにはなりますので、現在、ふらっと広場に設置することはちょっと考えていないというふうな状況であります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） ふらっと広場には、バス進入路、待合室は考えていないということでした。バス待合室につきましてですね、五所川原市への視察を思い出しまして、五所川原市では、庁舎敷地内の道路に面してバス待合室がきれいに整備されており、市

民への心配り、市民へのサービスがすばらしいと感動してきたことを覚えております。

そのようなことからですね、2月10日の課長の答弁では、駅からバスは診療所を経由して新庁舎西口から入り、1階アヴェッサの付近に設置予定の待合室を通り、さらに正面玄関前で止まると。このような計画でいるようなことを言うておりました。その後すぐにですね、部長の答弁では、突然の提案ということで即答しかねることから検討するということの答弁でしたよね。部長、間違いないですか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） そのように答弁しております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 一般質問の通告の聞き取り調査においてですね、担当課では検討した結果、1階のアヴェッサ付近へ待合室を設置する予定だということを言うておりました。今、予定している待合室は、特に市役所に来た方に対してのサービスということになりませんか。

市役所周辺には先ほど言いました、郵便局、銀行、スーパー等があるわけですし、市役所の1階のアヴェッサ付近に予定されています待合室、多くの市民に利用されてなんぼの世界だと私は思っております。待合室の設置場所によっては、その利用度が大きく違って出てくると思います。

本当に提案している設置場所に間違いない、市民のための最高の待合室だと、場所だと言えますか。この設置場所については本当に大きなことだと、重要なことだと思っております。誰に言わせてもあそこなら納得すると、いいところに待合室を造ってくれたと、市民にありがとうと言われるような場所を選定するべきではないかと。

今、設置しようとしている待合室の場所、この場所に予定しているという理由をお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） ただいまの御質問にお答えいたします。現在、想定している1階アヴェッサ付近のですね、入口付近の待合施設については、来庁される市民の利便性を考慮して設置を検討しているものであります。県道のほうからふらっと広場が完成すれば、歩いて来られる方もいます。また、庁舎を利用される方もいます。そういうふうなことも考えて現在は設置を検討しているものでありますので、何とか御理解のほうをお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 納得しかねます。この間ですね、2月22日の午前9時40分頃のことです。唐竹方面から来たバスが県道の新庁舎入口手前で止まり、乗客を降ろしていました。その後、後方に車が4、5台並んでいました。私もその1台です。

役所前の県道には交差点があります。そして横断歩道もあります、今は。今後どうなるか分かりませんが、今はです、交差点の横断歩道に近い状態でバスが停車しています。その後、車が数台並び、バスを追い越そうと、車にとっては先が見えない状況となっているのが現状でした。また、バスから降りた乗客は、スーパーに行くのかどうか分かりませんが、横断歩道を渡ろうとしてバスの後方、後ろから見て、駅方面から車が来ないかどうか、顔をのぞかせ安全確認をして渡っていました。

今後、外構工事が終わればバスの停車位置はどうなるのか、分かっていたら教えていただきたい。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 原田 淳議員の再質問にお答えいたします。先ほど、市長の答弁にもありましたが、現在バスがですね、本庁舎敷地内を走行するようにルート変更のほうを検討、計画しているところであります。1階アヴェッサ付近と2階正面玄関付近に停留所を改めて増設する計画予定であります。

そのため、現在県道沿いに設置してある平川市役所前バス停留所については、廃止及び移設を検討する予定であります。平川市商工会館前にもバス停を市役所本庁寄りの間のほう、新しいバス停は決まってもせんけども、中央公園の南口のほうに移設することも合わせてのことです。バスの停留所の位置で現在検討している箇所については以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 今までみたいに、市役所前の県道には停留所は確保されていないが、中央公園と郵便局の辺りのことだと思うんですけども、そのくらいのことを言っていると思っています。停留所を郵便局の辺りに設置する予定だと。このことは郵便局の停留所は、上下車とも郵便局付近となるということですよ。

そうなりますと、待合室を利用したい市民は、新庁舎1階のアヴェッサ付近まで歩いてきなさいということのようです。歩くことに対してはどうかのこうのと言ってしまうのがないのですが、私は新庁舎が完成し、その敷地内の県道近くに待合室ができたならば、市民に対しての思いやりが見えるのではないかと考えています。

最初から1階付近に待合室を設置するんだという固い発想をやめ、市役所敷地内の県道付近に待合室を設置していただきたいと。本当に市民のことを考えたときにですね、何が理想的か想像してみてください。言われなくても市職員であれば、まずもって第一に市民へのサービスを一番大切に考えると思っています。

このようなことから、いま一度、待合室の設置場所を再考するべきと思いますが、市長、どう思っていますか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 今、原田 淳議員の御質問、市長ということでありましたけども、私のほうから。まず今の段階の設置場所の再考すべきということについて、利用される方がなるべく雨風が当たることがないように、より本庁舎の近くで乗り降りしていただくために、庁舎の1階と2階の入口付近に停留所を増設する予定としております。

なお、1階アヴェッサ付近への待合室の設置につきましては、現在設置できるかを検討している段階でございますので、何とか御理解のほうよろしくお願したいというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） あくまでも待合室は1階付近に、1階のアヴェッサ付近に設置予定だということで、これ、かみ合わないような気がします。そのようなことで、市長はこれどう思っていますか、すいませんけども一言。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 原田 淳議員御指摘のふらっと広場のところに待合室を造るべきという御意見でございますけれど、現在、改正する運行コースとしては、診療所を經由して、アヴェッサのほうに来て、その後、本庁舎入口、そして県道に出てから駅のほうに行くってようなコースになろうかと思えます。

議員御指摘のとおり、市役所前にバスが停留しますと、渋滞が起きている状況であります。ですから、これからバス会社のほうと交渉しながら、商工会のところにも停留所がありますので、この2つを廃止して1つにして、中央公園の南口の所に設置できないか、そうしたならば、いわゆる観光的な観点あるいは雨水を忍ぶっていうか、風雪を忍ぶっていいですか、そういう観点からも大丈夫なのではないかというふうに感じております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 市長、私が言ってるのはですね、市役所内に入ってきてしまうんですよ、バスが。ですから、バスが県道に止まって、乗客を降ろしたり乗せたりということではないので。

役所内に侵入路を造っていただき、バスがそちらのほうに入ってきた時点において、そこに、できることであれば待合室を造っていただきたいというようなことを言っています、県道にバスが停車するという事ではないんですよ。

今、市長が中央公園の南口という形で、その辺に停留所を造りたいというようなことを言っていました、そこにというと、まずもって郵便局の辺りに停車すると思うし、中央公園入口付近にまた停車するだろうと思うんです。そうすると、さっき市長言ったとおり、車の渋滞とはいきませんが、並ぶことになるというようなことだと思っております。

中央公園付近の入口付近に、待合室をっていうか停留所を設置すると。その辺について、ちょっとこう考えた場合、待合室の設置等は考えていただけないでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 待合室の設置につきましては、先ほども申し上げましたが、現在検討している1階アヴェッサ入口付近のほか、議員御提案の県道になるべく近い場所として移設後の中央公園南口付近も候補とし、バスを利用されている方にとって、より利便性の高い場所に設置できるよう担当課に検討させますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 待合室を設置できるかどうか、いやもちろん中央公園南口ですか、その入口に検討させるということでした。ぜひそうしていただきたいと思っております。県道沿いに近づいてきたと私は思っております。

ただ、今はまだ先ほども言ったとおり、外構2期工事の発注がされていないと思っております。単に素人が考えれば、この工事の図面から雨水貯留槽を少し下に下げるとか、いろいろ工夫することによっては、県道に面した形でのバスの進入路、待合室が設置できるのではないかと思います。

しかし、設計の見直しによると1年以上時間がかかるとは思います、今やることをやらせずして、後々後悔しては一生悔いが残るのではないかと思います。私は新庁舎

敷地内の県道になるべく近い、役所に近いところにバス侵入路と待合室を設置していただきたいと思っております。この件につきましては、話の食い違いが多いと思っております。納得いきませんが、これはこれでこの件については終わります。

次に、2 県道から新庁舎入口までの歩道に屋根を設置するべきと考えるが市の考え方を示していただきたい。役所前の県道、道路ですね、県道町居平賀停車場線と言うようです。その県道から新庁舎までの歩道用斜路と言っていいのかわかりませんが、その距離は何メートルあるのか、また、その勾配は何度あるのか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問の県道から新庁舎入口までの歩道についての御質問は、建設部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私から、県道町居平賀停車場線から新庁舎入口までの歩道の距離と平均勾配についてお答えします。

歩道の延長は約100メートル、平均勾配は約2.4度でございます。パーセントで申しますと4.3%となります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 私はこの間実際に、この歩道というか斜路というか、歩いてみました。歩き始めは、そうきつくはないのですが、庁舎入口付近の最後の登り10メートルぐらいは結構きつい傾斜となっています。

また、そんなに寒くはない日であったにもかかわらず、新庁舎に近づくとつれ、西風がまともに体に吹きつけられまして、これは寒いと身をかがみざるを得ませんでした。旧庁舎がまだ解体していない中においても、これほど強い風が吹きつけ、旧庁舎の解体後は、さらに強い風がこの間を吹き抜けていくのではないかと感じました。

この斜路を高齢者の方が歩いているのをちよくちよく見かけます。決して楽な歩き方で歩いているようには見受けられません。平均斜度が2.4度の勾配、約100メートルの距離、高齢者の方々にとっては、結構きつい斜路ではないかと私には見受けられました。

今さら、この斜路の勾配や距離について、どうのこうのと言ってもしょうがないのですが、ただ、先ほども言いましたが、旧庁舎が解体されたときに、冷たい西風、雨風、吹雪、さらには、真夏の西日を直接受けながら、歩いて登って来なければなりません。夏場は非常に暑く、冬場は非常に寒いと思います。このようなことから、県道町居平賀停車場線から、新庁舎入口までの歩道用斜路に屋根を設置するべきと考えるが、市の考え方を示していただきたい。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 県道から本庁舎入口までの歩道への屋根の設置についてお答えします。まず、設計の考え方ですが、県道から庁舎入口までのアプローチ、庁舎東側の一部、西側通路は斜路となっているため融雪設備を導入し、冬期間でも来庁する方が安全に通行できるよう配慮した計画としております。

議員御提案の冬場の西風に対する屋根の設置は有効な対策とは思いますが、仮に歩道内に屋根の支柱を設置する場合は、埋め込まれている融雪配管を撤去する必要があること、あるいは歩道を避けてのり面に設置する場合は、片側から太く頑丈な支柱、いわ

ゆる片持ち梁タイプとする必要がありますので、いずれにしましても多額の工事費がかかる見込みであります。

また、先ほどのバス進入路と待合室の設置に関する答弁でも申し上げたとおり、庁舎の敷地内に停留所を増設するなど、利用者の利便性を高める方策としておりますので、屋根は設置せず現状のままとすることで御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 多額の工事費がかかるので設置しないんだと、屋根をつけないと。屋根造ることによって市民へのサービスとなるのではないかと考えております。予算はかかりますが、一度設置することにより、何十年もその利用度、使用度と言いましょうか。予算以上の効果があるのではないでしょうか。市長、この辺どう思っていますか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員御指摘のとおり、市民のためにはそれは屋根を設置するというのも一つの市民サービスにつながるものとは思いますが、先ほど来、停留所のところでも申し上げておりますとおり、現在、市役所前の県道のところの停留所は廃止して、中央公園南口の方に移設したいという考え方を持っております。

そういうことを考えますと、県道のところまで屋根をつけてもそれほど大きな効果があるというふうには考えられませんので、そのところも御理解していただければと思います。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 市民にとって大きな効果はあまりないというような答弁でした。私は春から秋にかけて毎日ではありませんが、週に何日か午前6時ごろから約30分ぐらいですが、ドーム周辺を散歩しています。夏場になりますと、朝6時と言っても、かなり日が差し暑く感じます。

ドームの入口付近には、プールまで屋根かかっており距離にして150メートルぐらいはあるかと思えます。日差しが強い日には、その屋根がかかって日があたらない場所を歩いています。また、雨の日は雨のあたらないところを歩いています。ドームからプールまでの屋根のかかっているところは、見た目は屋根の効果があるのかどうか疑問に思っていました。いざとなればそれなりの役割を果たしています。

新庁舎の歩道用斜路と言っているのかどうか分かりませんが、屋根をかけることによって、その季節に対しての役割を十二分に果たすものと、市民のために、市民のサービスとなるのではないかと考えておりますので、ぜひ屋根の設置を考えていただきたいと思えます。いま一度、御答弁をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 議員御指摘のとおり、ドームからプールまでの歩道の屋根、これは強い日差しや雨の際に十分に役割を果たしていると思えます。しかし、ドームとプールの間の屋根は、建物間の連絡通路として設置されております。本庁舎に関しては、県道側に屋根等の施設がないことから、先ほど市長が申し上げたとおり、その効果が薄れるというのは、そういうことからでございます。

また、ドームの連絡通路の場合、平らな支障のない場所に屋根雪が落ちるので、特に

問題はございませんが、本庁舎の場合は歩道の路肩側がのり面となっていることと、のり面の下には融雪の入った歩行者用通路も設置されますので、落雪による影響が懸念されます。以上のことから、現状のまま利用していただくよう御理解いただきたいと思えます。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 非常に難しいような答弁です、設置するには。まずもって、立派な喫煙室が役所の裏に設置されました。何回となく、1回って言ってましたか、移転を余儀なくされたのではなく、その移転をしなくてはならないことを重々承知の上で、喫煙室を設置してきたと思っております。その費用は数百万円となったのではないのでしょうか。確かに、大きな額のたばこ税は入ってきます。たばこを吸わない市民においても、平川市のために市民税等を納付しています。今日も多くの方が申告に来ています。

当市においては、平成27年に福祉のまちの宣言をしていると思っております。住みよい福祉のまちをつくり上げる取組の推進を図っていくとし、「支え合い しあわせづくりのまち ひらかわ」の実現を目指すと。

当市においての高齢者人口の割合は34.8%になっており、市役所に徒歩で来られる方は、高齢者の方が多く見られることから、雨、風、雪、夏の日差しを遮るためにも、ぜひ市民に、特に高齢者に対しての心配りとして歩道用斜路に屋根を設置していただけないものか、いま一度御答弁をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 議員御指摘のとおり、行政サービスは市民の皆様から納めていただいた税金によって提供されておりますので、特定の方に限定されないよう公平性が求められることは理解しております。その上で歩道には融雪設備を設置するなど、来庁される方が安全に通行できるよう配慮しているところで。

また、2期工事の完了後は、先ほども答弁したとおり、庁舎への歩行者の進入については、このメイン通路のほか、西側駐車場ふらっと広場、東側駐車場など多方向からの進入が可能となり、利便性が高くなりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） いや、今できてしまってからどうのこうのと言ってもしかたがないのですが、いやこれ当初からですね、こういう計画であれば屋根も簡単に、簡単にではないですけども、設置できたのではないかと思っております。総合的な計画はなされていないのではないかと。市民のために。ということで、これは終わります。

3 小学校の教科担任制と中学校の校舎の危険箇所について、(1) 小学校五、六年の教科担任制について伺います。文部科学省では、昨年、令和4年度から小学校の高学年5、6年生を対象に教科担任制を導入するとしておりますが、どのようなことなのか簡単に教えていただきたいと思えます。

(2) 尾上中学校の屋根からの落雪による問題について伺います。教育民生常任委員会において、1月の6日、10日、11日と3日間、市内の小・中学校において所管事務調査を行いました。教育委員会の職員に随行していただき、誠にありがとうございました。

1月6日に尾上中学校を訪問し、施設状況について伺ったところ、校舎の屋根からの落雪による1階の窓ガラスの破損や石油ストーブの排気管の破損を防ぐため、コンパネ

を設置している状況となっていました。特に、直接ストーブから外に配管を出しており、その高さは1メートルもないのではないかと思われ、屋根からの落雪によりコンパネが押しつぶされた場合には、排気管が破損、また、多くの落雪により排気口を塞ぐおそれがあると思われまます。

このような事態が、ストーブ使用中であれば、教室内に一酸化炭素が充満し危険な状態となることから、その対策を早急に講じていただきたいと思っておりますが、教育委員会の見解をお聞きいたします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 議員御指摘の小学校高学年5、6年生を対象とした教科担任制の導入につきましては、文部科学省の施策である新しい時代の学びの環境整備のために、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校おける働き方改革、複雑化・困難化する教育課題に対応するため、これまで行われてきたほかの教職員定数の改善に加えて、各地域や学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定の教科による教科担任制の推進や専門的に教科を受け持つ専科指導の充実が図られるように、令和4年度から導入されたものであります。

尾上中学校の屋根からの落雪による問題についての御質問は、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 私から、尾上中学校の屋根からの落雪による問題についてお答えいたします。尾上中学校校舎1階設置のFF式ストーブの排気筒は、地上高約1メートルの外壁に設置されており、場所によっては落雪により埋もれる可能性がある箇所もあります。

このことについては、教育委員会でも把握しておりましたが、これまでの間、解消のための改修は行わず、現在のコンパネによる対応としておりました。議員御指摘のとおり、雪害によりコンパネが破損することも十分考えられ、管理職や技能主事による点検及び観察を毎日実施しておりますが、コンパネ設置による対策は根本的な解決策とはならないと考えております。

そのため、今後、対策のための改修工事の実施について、関係部局と協議しながら検討したいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） それでは、教科担任制について再質問いたします。先ほど教育長は、特定の教科と言っていました。教科担任制による対象教科は、理科、算数、英語、体育の4教科と認識していますが、間違いはないですか。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 対象教科についてお答えします。文部科学省では原則、優先的に専科指導の対象とすべき教科として、外国語、理科、算数、体育の4教科を挙げております。議員のおっしゃるとおりということになります。

ただし、学校の状況に応じて他の教科も対象とすることができます。例えば、小さい学校だと2つなんか持っても、まだ割り当ててこの何時間かやって下さいっていうのが

教科担任制なので、もし、余る時間あれば必ず何かやらないといけないので、例えば図工やるとか、家庭科やるとかという場合を指します。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 分かりました。先ほども言ってましたけども、働き方改革ですね、教員が得意分野を担当する教科担任制で、授業の質は高まることが期待できるとし、また、教員1人が全ての授業を受け持つ学級担任制に比べ負担が減り、働き方改革にもつながるとしてはいますが、この辺はどのように考えていますか、教育長。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 授業の質の向上と働き方改革についてお答えします。議員御指摘のとおり、専門的な知識または技能を持つ教員が各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行うことで、授業の質は高まることが期待できます。特に、学習内容が高度化していく小学校高学年では、一層専門的な指導が必要になると思われます。

また、この取組によって学級担任の受け持つ授業時数の軽減が図られることで、働き方改革につながることも期待できると考えており、大変注目すべき施策であると捉えています。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 働き方改革にも期待できるようです。ぜひ、こういう形が普及してくればいいなと思っております。

文部科学省は、2022年度から小学校5、6年生で本格的に導入する教科担任制について、4年間で段階的に拡大していく方針としております。必要としている教員数は、4年間で約8,800人を見込み、初年度は2,000人増員するとしておりますが、当市には教科担任制による教員は配属されたのかどうか、教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 議員御指摘のとおり、文部科学省は2022年度、令和4年度に向けた教科担任制に関わる要求・要望では、教師の確保の観点から踏まえながら、対象とすべき教科の専門指導の取組を円滑に推進できるよう、4年程度をかけて段階的に進めることとして、改善見込み総数は8,800人程度、令和4年度は2,000人の定数改善を図るとしておりましたが、令和5年度に向けての予算額案の中では、改善見込み総数は3,800人程度、令和5年度は950人の定数改善を図るようになっており、当初の想定からは大変少なく、減少となっております。そのような状況の中で、令和4年度当市における教科担任制による教員の配置は行われておりません。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 当市においては現時点で、教科担任制の教員が配属されていないということです。では、当市ではその対応策というかどのようなことで対応しているのか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 教科担任制の教員が配置されていないことに対する対応策についてお答えします。まず、小学校では、基本的に学級担任が全教科の指導を行っておりますが、県の定数配置の中で各校が工夫して取り組んでおります。例として、教頭、

教務主任が高学年の一部教科を受け持つことや、教員相互の得意分野を生かして授業交換を行うことなどです。

次に、ティームティーチングや習熟度別学習によるもの、専科指導・従来分によるものによって、加配教員の配置を受けた学校では、それを活用した専科指導、算数などの教科における少人数指導に取り組んでいる学校もあります。

また、当市の取組として行ってきた学習支援員を全ての学校に、規模に応じて1名から2名、計19名の配置をしていること、小学校外国語教育支援員を3校に1名の割合で計3名を配置し、5、6年生の週2時間の外国語科の授業や3、4年生の週1時間の外国語活動の授業に対応していること、外国語指導助手、いわゆるALTを2名配置して、小学校にも計画的に派遣していること、教員の研修を積極的に進めたり、学校訪問で授業についての指導・助言を行ったりすることなどで、授業の質の向上や学習内容の理解度、定着度の向上、個に応じたきめ細かな指導の充実、教員の負担軽減を図っております。

今後の対応策につきましては、教科担任制導入の趣旨や狙いを踏まえ、市内各小学校の実情に応じて、様々な実践が行われてきた現状も考慮しつつ、これまでの実績や利点が損なわれることがないように、教科担任制の活用も含め、義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の在り方の構築を目指して、校長会や学校訪問等において指導・助言してまいります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 学級担任制から教科担任制へと専門性を持った先生が教えることで、より分かりやすく質の高い授業となることは確かなことだと。子供の理解度を高め、学習能力につながることから、小学校教育の大きな転換期と言えるのではないのでしょうか。4年間の制度となるようですので、あと3年間、当市においても教科担任制が導入され、先生が配置されることを期待しておりますので、教育委員会ではぜひ頑張っていたいただきたいと思っております。この件については終わります。

次に、尾上中学校の屋根からの落雪による問題について再質問いたします。対策に係る課と検討して早めに解決したいというようなことでした。校舎1階部分には、このようなストーブの排気口をコンパネでカバーしている箇所は何箇所あるんですか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 尾上中学校校舎の1階部分につきましては、排気口が39か所あり、そのうちコンパネでカバーしている箇所は普通教室や職員室など33か所ございます。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 33か所あると、ずいぶん多いですね。これ多分、開校当時から尾上中学校開校当時からこのコンパネでカバーしてきたのではないかと推察されます。この対策方法として考えられることは、例えば今のストーブの排気管の部品を購入して、排気口を高い位置に設置するとか、今、設置しているストーブを、かなり古いように見受けられましたが、これ部品あるのかどうか、これも疑問に思っております。できることであれば、全て入替えをして最も安全な方法で対応していただきたいと思っておりますので、いま一度答弁をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 対策についてですが、現在のストーブは3年に1回、分解清掃点検を実施しております。令和3年度点検により、まだ使用できると判断されております。また、部品も接続できますので、例えば竹館小学校で排気管を高い位置に延長してるといふそういった措置をしておりますので、そういったことも踏まえ様々な角度から検討してしていきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 私の一般質問はこれで終わります。

○議長（桑田公憲議員） 12番、原田 淳議員の一般質問は終了しました。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、10番、山田忠利議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（山田忠利議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員の一般質問を許可します。

○10番（山田忠利議員） 第2席、議席番号10番、誠心会の山田忠利です。ただいま、議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。質問は一問一答方式です。早速質問に入ります。

1 災害復旧について伺います。（1）市道碓ヶ関古懸線ののり面について伺います。昨年8月3日の集中豪雨により被災した市道碓ヶ関古懸線ののり面について、復旧工法及び復旧時期をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 山田忠利議員の御質問にお答えをいたします。市道碓ヶ関古懸線ののり面復旧につきましては、昨年11月に国の災害査定が終了し、雪解け後に早期着手できるよう、今月工事を発注する予定で準備を進めております。令和5年9月までに復旧が完了する見込みであります。工事の詳しい復旧工法等につきましては、建設部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私からは、復旧工法についてお答えいたします。復旧延長は42メートル、直高11メートルの被災したのり面を、盛土工、補強土植生法枠工及び大型かご枠工により復旧いたします。

施工方法を説明いたしますと、崩落した部分について、安定した勾配を確保した上で盛土を行い、盛土ののり面全体に補強土植生法枠を施工することで、のり面の保護と安定化を図ります。また、一部区間には既存ブロックとの擦り付けと浸透水の排水対策として、かご枠に栗石を詰込む構造の大型かご枠を設置します。

以上のような内容で復旧を行い、先ほど市長から答弁があったように、令和5年9月

までに復旧が完了する見込みとなっております。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 本被災箇所においては、のり面の崩落土砂が人家まで流出し、建物損壊の被害も発生したと。今後、同様の災害が発生した場合、のり面下に建ち並ぶ人家が同じような被害に遭わないため、被災のり面の復旧以外で防護柵等の対策はあるのか、あるかないかを伺います。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 議員御指摘のとおり、本被災箇所は大規模なのり面崩落が発生したことで甚大な被害に見舞われたと認識しております。被災箇所の復旧工法には、先ほどの答弁でも説明したとおり、雨水対策として、のり面浸食防止も兼ねて、補強土植生法枠工や浸透水排水のための大型かご枠工も含まれており、再被災しないための対策も含めて国の査定を受検し、工法を決定しております。

このことから、再被災した場合の崩落土砂を受け止めるための、防護柵等の整備は考えておりませんので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 被災を受けないための防護柵は考えていないということの答弁ですが、下手をすれば人命にも関わることなんですよ、被災するということは。皆さんは知らないかもしれないけど、碓ヶ関というところはね、この豪雨によつての被害というのは、もうずっと昔から、昭和33年からですね、昭和35年、昭和38年、昭和41年と、このように3年で1回の大洪水の中での恐ろしいっていうの離れないんですよ。

これがのり面の崩落ということで、玄関先まで来たときについてはね、相当な恐怖感を覚えているんですよ。これを考えていませんということ、どういうことですか、市長。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 碓ヶ関地域がこの大雨等によって土砂災害に見舞われているのは、私も承知をしております。その中であって、今回の復旧に関しましては、国のほうの指導、査定を受けながら対応しているということですので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） のり面の防護柵については理解できるんですが、その下の人家までの間に、人家の畑があるんですよ。この畑を通り越しての民家へ入ってきてる。ただ、この民家へ入るまでのここに何かしらの方法があるのかと。落ちないための、土砂が入り込まないための、こういう柵を考えられないかということですね。のり面ばかりでなく、その部分にそういうものはないかということでお伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 崩落土砂を人家側のほうに侵入させないため工法、ほかにないかということの御質問ですけども。一般的な話でいくと、防護柵では当然計算上、崩落土砂を抑えることはできません。そのためには、いわゆる擁壁工の大きいようなもので土砂を食い止めるようなタイプ、こういうのが考えられますけども、ここに関しては先ほど申し上げたとおり、再被災しないための方策、これも指導を受けながら行っているということで、そこまでは考えなかったということでもあります。

当然、今の8月の被災原因というのは表面を走ってきた雨水、それからり面の途中から出てくる湧水、これらが原因で崩落したわけなんです、これらの対策をやってございますので、これについては今の工法で復旧させていただいて、当然のことながらパトロールにおいて異常が来しているかどうかという、ここはやっぱり注視しながらいかないといけないと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 防止柵ということで伺いましたけども、先ほど来、何回も言いますが、碓ヶ関はこの水害ということに非常に恐怖心を持っています。できるだけそういうのを払拭できるような対策をしていただきたいと、このように思います。

それでは、2 碓ヶ関地域の温泉について伺います。(1) レジオネラ菌について伺います。令和4年8月に碓ヶ関温泉会館がレジオネラ菌が原因で休業したが、その経緯とどのような再発防止対策を講じたのかをお知らせください。

(2) 配湯管の漏水について。最近、碓ヶ関地域内の数箇所で、温泉を分湯している配湯管の漏水が発生しています。配湯管自体、かなり昔のもので老朽化しており、漏水はこれからも発生すると思うが、配湯管の維持管理について考えをお知らせください。ちなみに、工事現場を見て業者から聞いた話では、管が割れていると、そういうことです。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） お答えをいたします。昨年8月に、温泉会館においてレジオネラ菌が検出され、休業することとなり、利用者の皆様に御迷惑をおかけしたことについては、大変申し訳なく思っています。再発防止のため、保健所からの改善指導に基づき実施した対策などについては、市民生活部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） まず、御質問の中に、経緯がどのような経緯かということでございましたので、先に経緯のほうを説明させていただきます。

昨年8月8日、夜遅くですが、碓ヶ関の診療所より連絡がありまして、レジオネラ肺炎と診断された方がおるということで、その方は碓ヶ関温泉会館の利用者であるということから、重要と考えられ、翌日8月9日、朝9時、午前中に検討した結果、早急に止めるべきということで自主的に休業に至りました。

そして、その後、保健所等々と対策を協議、あとは消毒の方法を協議した結果、10月12日、基準未満であることを弘前保健所のほうに報告いたしまして、改善報告書等々提出し営業再開したところ、これが経緯となります。

それでは、改善指導に基づき実施しました対策についてお答えしたいと思います。まず、1つ目は、配管内の生物膜の除去及び消毒のため、浴槽系統の配管の高圧洗浄や、シャワーカラン系統の配管の消毒を実施いたしました。2つ目、現在は使用されていない浴槽内の気泡発生装置がレジオネラ菌の温床とならないよう、気泡を発生する穴を塞ぐ工事を実施いたしました。3つ目として、浴槽とシャワーカランのお湯を殺菌するため、塩素注入機を設置いたしました。

現在、毎日5回、遊離残留塩素濃度を測定し、基準濃度を保つよう管理しております。利用者が安全に入浴できるよう、適正な管理に努めておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、配湯管の漏水についてお答えいたします。現在、碓ヶ関地域内で分湯している方につきましては、利用休止及び市の施設を除きますと、個人9件、法人1件の計10件となっております。山田忠利議員御指摘のように、配湯管の老朽化により毎年、2、3件程度の漏水が発生し、その修繕を行っているところでございます。

配湯管の維持管理につきましては、管が地中にあるため、その状況を知ることは困難であり、漏水の発生を確認次第、修繕するという対応をしております。根本的な漏水対策としては配湯管を新たに入れ替える方法はありますが、多額の費用を要するため、これまで同様、漏水箇所の修繕により対応していく考えでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 濃度ということでしたが、これどれくらいのものでしたか、ちょっと伺います。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 遊離残留塩素の濃度につきましては、1リットル当たり0.2ミリグラムから0.4ミリグラムが望ましいとされており、その範囲内になるよう調整しております。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 私が聞いているのは、これ発見されたときに碓ヶ関のそこはどれくらいの濃度であったのか。最近、福岡で3,700倍、老舗の旅館で出たという。そうしたら、碓ヶ関はどれくらいの数値だったかということ聞いているんです。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 大変失礼いたしました。検出されたレジオネラ菌の数値、濃度というお話でした。申し訳ありませんでした。

まず、公衆浴場における水質基準等に関する指針では、100ミリリットル当たり、10CFU未満とされ、当温泉会館で検出された数字につきましては、男子浴室が浴槽で170CFU、カランで80CFU。女子浴室におきましては、浴槽で50CFU、カランでは100CFUとなり、最も多い数値で基準値の17倍に当たるということとなりました。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 数字については分かりましたけども、温泉っていうのはですね、碓ヶ関は生活の一部になってるんですよ、昔から。これがですね、2か月間も要したということは、その理由はどういうことでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） まず、レジオネラ菌の検査には、2週間程度かかるとされております。その結果を自主的には、こちらの方ではすぐやりましたが、その結果が出るまで2週間程度かかったこと。

また、その時期に関しましては、半導体等々のお話もあるのかもしれないんですが、対策としていろいろ協議した結果、先ほど申し上げましたが塩素注入機、これが納入するのにも時間がかかったというところもございまして、2か月程度休業することとなり、代替として御飯屋御殿等々を御利用いただいたと話も聞いております。大変御迷惑をおかけした次第になります。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 代替として、御仮屋御殿の温泉を利用してもらったということをお話していましたが、これについて補助出したわけでもないし、勝手に行けばということでしょう。

車のない人は、昔風でいけば家に風呂のない人もいますよ。それぐらいの気持ちがあったんなら、温泉会館は入れないから、この期間を道の駅の温泉を利用した人に補助を与えろとか、そういうのしたんであれば分かるんですけども、利用していただいているっていうことはないでしょう、これは。

どこ行こうがそれは個人の勝手であって、ただ、いつでも同じなんだけども、特に夏場であれば、若い人は別として、高齢の人になればですよ、その風呂よりも行けるところがないんですよ。大変だということ、何回も何回も何人からも言われていました。ですから、その期間を長く2か月もかかっているのは、非常に地域の人としては困ったことであって、あってはならないこれからも。

ただ、2か月かかったということは、碓ヶ関のゆうえい館でも同じですけども、同じ業者にやっていただいて、それぐらいかかったのか。また、業者をいろいろ模索しながら、そういうように解決に向かったのかということをお伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） その対策につきましては、これまで同じ業者ではございませんでして、早くできる業者を探した上で、迅速にできる業者とお話を進めました。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） それではですね、先ほどに戻るわけではないんですけど、福岡では1年に2回ほどの浴槽のお湯の入替えをしたということで、このような結果になったとありますが、碓ヶ関では浴槽のお湯の入替え、これはどのようにしているのか、1日それとも1週間ということ、いま一度お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 浴槽のお湯の入替え頻度ということでございます。温泉会館につきましては、毎日、営業終了後に浴槽のお湯の抜取り、清掃をした上で、毎日お湯の入替えを行っております。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 先ほども言いましたが、碓ヶ関にとって生活の一部ですので、できるだけ行政として手を加え、安心して安全な温泉を利用できるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3 道の駅いかりがせきに観光案内所を設置する考えはあるかということをお伺いします。今、道の駅いかりがせきは、大規模改修工事が行われていて3月29日にグランドオープンが予定されております。国土交通省の協力もあり、何度か足を運んだ限りでは確かに立派になりました。

しかし、これから行楽シーズンが始まり、数多くのお客様をお迎えするのですが、大型モニター設置だけで地域を案内する人が常駐していない。市の観光の活性化のためにも、しっかりと観光案内をできる人を常駐した観光案内所を設置すべきと考えるが、市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 道の駅いかりがせきへの観光案内所の設置についてですが、これまでも議員より質問を頂きました。今回は、経済部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 道の駅いかりがせきにつきましては、今回の改修工事で道路情報館に案内人を配置できるスペースを設けております。これは、将来観光客が増加し、案内所としての機能が必要となった場合を見据えてのものでありますが、現時点では案内人を常駐させるまでには至っていないものと認識しております。

先日、道の駅いかりがせきの職員から、現場の声をお聞きしたところ、猿賀公園の場所を尋ねるケースが多いとの御意見がございましたので、まずは来年度、同公園をはじめ、市内の主要な観光施設を案内できるようなパネルと各種パンフレットを設置する方向で考えております。

また、道の駅いかりがせきの指定管理業務の中に、観光案内に係る業務も含まれておりますので、当面、問合せに関しては、指定管理者で対応いただきたいと考えております。今後、観光客が回復し、観光案内の需要も大幅に増えた場合は、改めて観光案内の在り方を検討してまいります。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） まだ、どれぐらいの人がということで、確定できないということですが、まず入込数見ればね、平賀の皆さんは想像つかないと思いますが、国道、それに高速道路、この通るところの道の駅いかりがせきはですね、年間300万人と入込みがあるんですよ。これからまだ始まるんですよ。今は冬もあって、まだコロナの関係で人数は少ないけども、一応収まってきたこの最近なればですね、いよいよ始まる行楽シーズンですよ。この頃ならまだ復活もあるんですよ。産業振興に関わって、観光の面で、何人でしたっけ、48万9,000人とかの入込みがあるとか、こういうのは書かれておりますけども、どこを持ってこのようなことを、数字を表してるのか、ここちょっと伺います。

今言ったように碓ヶ関は300万人の入込みがあるんですよ。これはね、ここの地域の人が理解できないと思うって先ほど言ったように、どこをもってこの数字が出てきたのか、ここちょっと伺います。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 議員のほうから産業振興の調査かの何かの中で、数字の御質問がございましたけれども、ただいまその資料は持ち合わせておりませんが、議員のほうから、再三その道の駅については、入込客数が年間300万人という話もございました。ただ、我々の公の統計上としましては、県のこれ統計ものです。年間10万人でございます。ですのでその乖離というのは、恐らくその施設以外で、例えばトイレだけに寄ったとかですね、そういったことも含めての恐らく300万人という御指摘かと思えます。

今後、先ほど答弁申し上げましたとおり、その観光需要の回復が見込まれた場合、果たしてその需要がどの程度あるのかということをごすね、まずは確認させていただいて、今一番近くでいけば5月の連休時期でございます。これ花見時期にも当たりますので、まずはその人の動き、流れ、あとはそういった問合せのニーズがあるのかどうかも含めて、職員が現場を体感してみてもすね、まずは動きを確認させていただきたいなという

ふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 観光案内所とこういうことで、お聞きしているわけなんですけども。観光案内所が尾上のさるか荘の中にあって、観光案内をということでおいでになるお客様、市内外あるいは県外からのお客様、年間どれぐらいのお客様があるんですか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいまの御質問、猿賀公園と一体の施設に対する年間の入込客数ということでございますけれども、県のその入込客数からいけばですね、盛美園、猿賀神社、もてなしロマン館、さるか荘を合わせて約20万人でございます。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 私が聞いているのは、猿賀公園内のことでないんです。案内所として利用される方、どれくらいかということを知りたいんです。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 案内の問合せについては、そこは統計はちょっと持ち合わせておりません。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 持ち合わせていないということですが、担当課としてはやっぱりそういうの把握しておるべきだと、このように思うんですよ。観光案内所を造って、それに指導している担当課、あるいは補助団体である観光協会がその受け答えとして完全なる案内所的な役割を果たしているかいないか、担当課であれ観光協会の社員であれ、おいでになったお客様にどのように案内をして、満足してお帰りになっているのか、そういうところを知りたいです。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 観光協会の観光客に対する案内でございますけれども、こちらにつきましては観光客のニーズ、どういったニーズがあるのか分かりませんが、その問合せに対しては当然、観光知識がある事業者でございますので、それなりの対応はさせていただいているものと認識しております。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） そのように認識してはいますでなく、担当課であればその実態というものをちゃんと把握してないと駄目なんです。どのようにやったのか、観光案内所を設置しながら、どれぐらいの動きがあって、どれぐらいやってるんだがってこと、担当課分かってないば駄目なんです。後は放っておいて、私は知りませんでどうするんですか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいまの御質問でございますけれども、私が今手持ちにその数字的なものは資料として持ち合わせてないだけであって、担当課のほうにおいてはそういった数字的なものは抑えているというふうに認識しております。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） やっぱり担当課が、それなりにそういう補助団体に指導しな

がら、適切な案内をして平川市の観光案内すべきだよと、そのための案内所だよというところを強調してってもらいたいなど。そのためには案内できるようなそういう研修とか、こういうチラシ、パンフレット、ポスター、こういうことを業者丸投げでなく、やっぱり担当課も補助団体もですね、研修しながらやっていかなければ、観光案内というものは成り立たないと思うんですが、いま一度答弁をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） まずは、議員のほうから観光に関する案内できるような人材の育成の観点から研修が必要であるということの御質問でございます。議員御指摘のとおり、当然、観光案内所のそういった役割についてはですね、例えば我々平川市という自治体を含め、それ以外ですね、周辺の地域に当然旅行で訪れたお客様からの問合せがあるわけです。ですので、平川市のみならず、周辺市町村の観光名所あるいは開催中のイベント、交通機関、宿泊施設、土産情報など旅行を楽しむための様々な情報提供が必要ということが、観光所に求められる役割でございますので、当然こういった地域の観光資源、そういった情報、あるいは現地を訪れて体感してみる、そういった学びが必要かと思っておりますので、そういった部分については、市あるいは観光協会、各団体と連携をしながらですね、そういった研修の在り方についても今後勉強をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 部長がそういう説明ですので、それを信じたいと思っております。やはり観光をするためには、そういう努力が行政としては絶対必要なんですよ。担当課が私は知りませんではどうにもならないから、そういうところに力を入れてですね、もっともっと観光をアピールしなければならないと思うんですよ。

八戸市なんかはですね、駅の中に観光の案内所を移したと。何でかという、入込数がそのくらいあるから、アピールするためには、人の多く出入りするところが一番いいんだと。こういうところを訴えてるのが八戸市ですよ。ほかでは大体そういうことだろうと思うけども。

そういうことにして、平川市にもないわけでもないんだから、ちゃんとお尋ねしたお客様に対しては説明できるように、そのような案内的のところをきちんとやっていただきたいと、このように思いますので、お願いですよ、よろしくお願ひしたいと。

言われるまでもなく十分分かってると思うんだけど、業者丸投げでなく、担当課も観光団体もですね、団体でもやっぱり現地に赴いて、自分の足で自分の目で自分の耳で聞いてですね、それを作り上げて一般に広げるべきではないかと、これをぜひやっていただきたいということをお願いします。

4 平川市観光振興についてを伺います。観光振興の活性化については、市長自らが率先して行動する必要があると考えます。他市町村では、首長が先頭に立ち、観光振興をけん引していると感じているが、それに比べると市長の3期目の市政には、観光行政に対する具体策がないように見えます。今後、市内の観光資源をどのように生かし、観光振興を図るのかを伺います。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 観光振興に対する今後の展望についてお答えいたします。まず、

当市の目指す稼げる観光地域づくりの一環として、他地域と差別化した観光コンテンツの創出に引き続き取り組むとともに、観光地としての認知度向上に向け、情報発信のチャンネルを増やしてまいります。

また、観光コンテンツの創出にあたり平川市の魅力を高めるためには、名所、景観のみならず、食、物産、体験等のさらなる充実を図る必要があることから、今定例会の当初予算に計上し審議いただいている産業振興に係る基本構想及び猿賀公園エリア観光誘客構想を作成する中で、しっかりと戦略を練り上げたいと考えております。

稼げる観光地域づくりを展開していくに当たっては、行政のみならず観光事業の担い手である観光協会をはじめ、市内関連事業者並びに津軽の広域観光を担うCLANPE ONY津軽との連携・協働が不可欠であります。今後、これらの関係者とビジョンを共有し、さらなる観光振興に努めてまいります。なお、私の3期目の初年度に当たる今年度の観光行政における具体的取組につきましては、経済部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、今年度実施した観光事業の主な内容についてお答えをいたします。まず、3年ぶりの開催となった平川ねぶたまつりについては、コース延長となったことと感染防止対策を講じる必要があったことから、多くの市職員に協力を要請し、円滑なまつりの運営に努めたところでございます。

また、観光協会と連携して開催している平川さくらまつり、蓮の花まつりなどのイベントにおいては、多くのクラフト店や飲食店を集めるとともに、SNSなどのデジタル媒体を活用した情報発信を行うことで、市内外から多くの人を呼び込むことができました。

さらには、コロナの終息を見据えた取組として、観光客の満足度を高め、誘客を図ることを目的とした旅行商品づくりが求められていることから、市の強みである農業を軸に、各種観光資源や体験プログラムを組み合わせ商品化に取り組みました。この結果、清藤氏書院庭園、盛美園、農家蔵、庭師体験、そしてまた、りんごやシードル、郷土料理、農家民泊、温泉などを取り入れた6つの旅行商品を完成させておりまして、今春からの本格的な販売に向け、旅行代理店などにセールスを行ったところでございます。

最後に、観光拠点の整備として、令和3年度から着手してきた道の駅いかりがせきの大規模改修が完了し、今月29日のリニューアルオープンを迎えるまでに至っております。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） それぞれの観光の展開をしてきたという答弁でありましたけれども、ここの地域の限られたものの、こういう観光はないっていう、事業というものしか言っていないですね。ここのだけに。あるいは、尾上の猿賀公園内だけでしか観光のアピールするところはないのか、私に言わせれば、あすこの猿賀公園を中心にしたイベントというやつは、市内の慰安的な事業にしか見えないんですよ。

もっと県南のところ、南、ここの碓ヶ関、歴史ないわけではないんですよ。尾上さんにもないわけではないんですよ。平賀さんだって今、話題になってる太師森の遺跡とか、そういう優れてるところの放置されている部分もあるでしょうし。大いにそれを創作してですね、観光に結びつくような考えはないのか、碓ヶ関とつてもまだまだ皆さんの分からないのがいっぱいあるんですよ。この県境の端にある碓ヶ関、これ玄関なんですよ、

その津軽観光の。「ツガル ツナガル」、これJRでもね、これでいこうと。津軽をつなぐ、つなげと。これで14市町村で賄って活性化していきたいと。ほかの業者でもこれぐらい考えて力入れてるんですよ。

先ほど市長が、C l a n P E O N Y津軽ということおっしゃられましたけども、C l a n P E O N Y津軽は14市町村、津軽の観光圏をどうすればいいかということで出資もしておりますし、出向もさせておりますよね。これぐらいの力を入れてやるのであれば、市長は理事でもあるしC l a n P E O N Y津軽の。もっともっと平川市の特性を持った観光というものを考えていけないものかということで伺います。市長。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員も観光協会の会長を経験してるので御承知かと思いますが、観光に関しましては、この津軽地域それぞれ各自治体単独でやっていっては滞在型の長い観光につながらないということで、14市町村でC l a n P E O N Y津軽という組織を立ち上げました。これからそういう滞在型の観光、稼げる観光と申しますか、そういうのを目指しながら、どういう商品を作り上げたらそれぞれの地域を循環しながら観光ができるのか、また観光振興ができるのか、それを検討しているところでございます。

当市にあっては観光コンテンツはそんなに多いとは言えませんので、それらを活用しながら、リンクさせて平川市の観光振興を図ってまいりたいというふうに思って、現在進めているところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 観光振興を図りたいということであれば、関係者の観光に対するビジョンというものは、何であるかということ深く刻んでいただいて、平川市を農業だけでなく観光で、いろんな方面から来ていただいて、そしてアピールできるような観光というものをつくりあげて欲しいということをお願いして、質問終わります。

○議長（桑田公憲議員） 以上で、10番、山田忠利議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため午後1時まで休憩いたします。

午後12時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3席、7番、福士 稔議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（福士 稔議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員の一般質問を許可します。

○7番（福士 稔議員） ただいま、議長からの一般質問のお許しを頂きましたので、私から一般質問をさせていただきます。議席番号7番、誠心会の福士 稔です。ひとつよろしく願いいたします。

まずは、1 安全・安心なまちづくりに関わる防犯カメラの設置についてお尋ねをいたします。（1）ねふた祭りを安全に実施するための防犯対策について伺いたいと思っております。

平川ねぶたまつりは、近年、市内外から多くの方が観覧に訪れており、市最大の観光イベントとなっております。昨年8月、3年ぶりに開催された平川ねぶたまつりは、運行コースが延長されたこと、電柱地中化も整備されたなど明るい話題もあり、これまでと同様にたくさんの方が観覧に来られました。祭りが大きくなると、押しなべて問題事も増えてきますが、現場でいざこざが起きてしまうと、楽しいはずの祭りがイメージダウンしかねないと思います。

そこで、祭りを安全に実施するための防犯対策として、これまでに市や実行委員会が行なってきたこと、また、これから行なっていこうと考えていることがあれば併せて教えていただきたいと思います。

続いて（2）平賀駅前通りの設置要望について、ひらかわねぶた連絡協議会から、平賀駅前通りへの防犯カメラの設置に係る要望書が提出されたと伺っております。万が一トラブルが起きてしまった場合、防犯カメラなどの映像記録が問題解決の手掛かりになるのではないかと考えられます。平賀駅前通りは、ねぶた祭りの運行コースでもあり、また、多くの飲食店や商店などが立ち並ぶ地域でもあります。今回の設置要望に対する市の考え方を聞きたいと思います。

続いて（3）暗闇の解消について、運行コースやコース沿線の歩道などはスタッフや観客等の目が届くが、少し離れると人の目が届きにくくなります。また、明るいところに比べ暗がりのほうがトラブルが起きやすい環境となり、コースに近い中央公園が、このような環境にある場所の1つと考えております。

そこで、トラブルの温床となりやすい暗闇を解消するため、祭り期間中だけでも、人の動きに反応して点灯する照明設備などを公園内に追加で設置する考えはないか、伺いたいと思います。

続いて（4）臨時（リース）のカメラ設置について、カメラの設置は、ねぶたまつりに限らず安全なイベントの実施などに有効と考えております。常設に限らずリース等による臨時的な設置も考えられますが、これについて市はどのように考えているのか伺いたいと思います。

以上4点について、市の考え方を伺いたいと思います。

なお、今回は一般質問上の流れに関して、平川ねぶたまつりを一例に取り上げましたが、市民生活の日常的な治安維持や事件、事故の発生した場合の早期解決に必要な対策と考える観点からの質問でもあることを申し添えます。答弁よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 福士 稔議員の御質問にお答えをいたします。平川ねぶたまつりは、平川ねぶたまつり実行委員会やねぶた運行団体など関係者各位の御尽力により、市内外から多くのお客様が来場され、沿道を埋め尽くすほどの盛り上がりが見られる祭りとなりました。市としましては、これまで実行委員会や警察と連携しながら、防犯対策に限らず、安全に祭りを運営できるような対策を講じています。

3年ぶりに開催された祭りは、運行コースの延長、沿道の観覧部分と歩行者用通路の分離などの対策を実施したほか、コロナ対策としてスタッフを大幅に増員し対応しております。また、移動系の防災無線を活用し、大会本部とスタッフ、警察がリアルタイムで情報を共有する仕組みといたしました。来年度以降の対応策については、後ほど経済

部長より答弁させますが、今後も安心して祭りを楽しんでいただけるよう、取り組んでまいりたいと考えています。

次に、平賀駅前通りの防犯カメラの設置要望についてであります。市としては、安全・安心なまちづくりの推進に向け、設置についての検討が必要であると考えます。

しかしながら、防犯カメラの設置については、犯罪抑止や犯人の早期検挙等に有効であるとの賛成意見がある一方で、プライバシーが侵害され、不快であるといった反対意見もございます。また、設置した場合の維持管理のほか、個人情報保護の観点から、カメラの設置場所や撮影範囲への配慮、撮影された画像データや記録媒体の情報漏えい防止措置が必要となります。

これらを踏まえた上で、防犯カメラの適切な設置・運用が地域の防犯対策として確立できるよう、警察、防犯協力団体、設置要望団体等と協議してまいりたいと考えております。このほかの御質問は、経済部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からはまず、祭りを安全に実施するための防犯対策として、平川ねふたまつり実行委員会事務局の平川市商工会及びひらかわねふた連絡協議会と協議しておりますので、現時点で考えている新たな内容についてお答えをいたします。

まず、勝手に隊列に入り込む者の排除、いわゆるカラス対策といたしまして、各ねふた運行団体が服装などを可能な限りそろえることや、隊列の各所にこれを監視する者を配置することを申し合わせております。また、祭りに参加する各団体の責任者と祭りを運営する実行委員会スタッフとの連絡及び情報共有が、密に行える体制を構築することとしております。

次に、祭り期間中の暗闇の解消及び臨時のカメラ設置についてお答えをいたします。議員から御提案いただいた照明やカメラの設置は、いずれも犯罪の抑止という面において有効な対策の1つと考えております。

しかしながら、全ての死角をなくすように機器類を設置することは難しいものがあります。祭り期間中は、運行コースのほか中央公園はじめ、付近一帯に交通誘導など多くのスタッフを配置しておりますので、ねふた祭り以外のイベントも含めてスタッフの見回りなど、マンパワーで対応できないか検討してまいりたいと思います。

今後も、防犯対策については、黒石警察署や平賀交番とも相談しながら進めてまいりたいと思いますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 詳しい説明ありがとうございました。2、3再質問をさせていただきます。

まず、ねふたを安全に実施するための防犯対策は、大体分かりました。情報も共有しながら、ずっとこうこういう形でやっていくと。しかしながら（2）の平賀駅前通りのこの設置要望についてで、再質問をさせていただきたいと思います。

そもそもこの平賀駅前通りの設置要望については、担当部署のほうへ要望書が行っているわけですね、確か。それこそ、なぜこういう要望書が行ったのかということ、担当課では掌握して詳細のことは分かっているだろうと思いますけれども、非常に、旧平賀町を一つにとっても、この駅前通りっていうのは、もちろんイベントやいろんな催し物

も行われますけれども、隣に大きな飲食店街もあるわけです。

いろんなことがあって、今年の8月にいざこざがあったと。内容についてはあまり触れたくはないんですけれども、そういうことがあっての要望書だと私も伺っています。もちろんその中身の事実確認もしております。でも、それに対しては、今日は一般質問ですので議事録も作成されるし、中身については内容を説明すると固有名詞や実名が出てきますので、それは控えますけれども。

やはり、今年8月2日、3日、特に8月3日に起こったこの傷害事件になるような事案、これに対して事実だけちょっとお話をして。確かに、カメラの設置っていうのは個人情報保護もあるし、いろいろ嫌がる人もいます。でも今、都会では、そういうことなくなっていました。犯罪とか事件・事故、そういうものは、もう8割9割防犯カメラによる、そういう力が効果を出しているわけです。

確かに、危ないところには全部防犯カメラつけろって、そういう難しい話はしませんけれども、やはりこういう駅前通りとかメイン通りには、それなりの配慮が必要だと思います。

先ほどちょっとお話したので、8月3日のこの傷害に関わるような事案、これをほんの少しだけお話をさせていただきたいと思います。8月3日に、ねふたまつりの合同運行2日目ですね、それ終了後のことでございます。飲食店街の路上にて、迷惑行為から近隣住民とトラブルが発生しております。そのときは警察も出動しております。その後、暴力や傷害事件に起きるような、集団でのその争い事があったと、最後にその行為が行われたのが中央公園だと。そういう内容でございます。

中身の詳細は申し上げられませんが、やはり、こうイベントとかねふたというのは熱くなる祭りですので、少々のトラブルはどこでも発生してると思います。しかしながら、こういうことが起きるようなことがあれば、私は予兆だと思います。例えば、十数年前の青森のカラスハネト、あれも3年半ぐらいかかりましたね。それは事件ではありませんけれども。

やはり、こういうことが起きた時点で、市はすぐに対処する方法に積極的に関与していかねばならないと、私はそう思うんですよ。だからこそ、やっぱりこう、商店街の中でこういう場所、一番のいい場所なのにこういうことがあれば非常にイメージダウンにもなる。

そういうことで、匿名ですけども、そういう人からも強く言われた事実もございませぬ。私は何としてもやはり駅前通り、これは常設でつけてほしいと。これは今、多分返答は無理だと思います。無理だと思うんですけども、そこら辺のところさっき随分中身をおっしゃっていただいたので、その答えは求めませんけれども。

駅前通りには確か、防犯カメラ設置してあるはずですよ。大体何箇所ぐらいあるんですか。まず、それをお聞きしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 駅前周辺の防犯カメラの設置台数については、これは実は黒石地区防犯協会のほうで所有しているものがございます。設置場所についてはお答えできませんが、現在8基というお話を聞いております。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 8か所あると、設置場所は原則的に言えないと、それは当然だと思います。

やはり、8基もあるのであれば、分離管理は当然警察ですから、黒石警察署管内ですよ、これって、市で独自に設置するってすれば、警察と黒石地区防犯協会を交えて話し合いをして、そういう形でやっていかないと進められないものなんですかね、そこら辺はどうなんでしょう。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 先ほど申し上げたとおり、事件性があった場合、情報提供。それ以外の場合ですと、先ほど言ったプライバシーの問題の影響出ますので、そこら辺の考えからもやはり協議して、市であったり、町会であったり、警察と協議した上でこのお話は進めていくべきだと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） そうでしょうねやっぱりね。一概に防犯カメラと言っても、どこでもつけてもいいというものでもないと思いますので、そうなんですけれども。

やはり、いまいまのことでなくても、今後これからもいろんなこと、ねぷたまつりでも何でも。平川市は犯罪は少ないですよ、でも安全が少ないからといって安心もしてられないと思うんですよ。だからやはり、設置ができるような努力はすべきだと、私はそう思っております。

今、設置するとかしないとかっていう論議になれば、できませんので、この件はこれで再質問の中の1つとして終わりたいと思いますけれども、ひとつ今後に向けてお願いしたいなと思います。

続いて、この（3）暗闇の解消についてお伺いします。暗闇の解消っていっても、一番いいのが街灯ですよ、街灯つければ暗闇はなくなるので、そうなんですけれども。これもあまりにも言い方が悪いのかもしれないけれども、暗闇にみんなつけるわけにもいかないし、やはり重点重点で何かをする場所とか、人がいつも集まっている場所とか、そういうとこに限られてくると思います。

この暗闇の解消については、中央公園、まあ昔は木がぼうぼうって生い茂って、逆に犯罪が起きそうな場所でしたけれども、今はすっかり間伐されて、周りの道路から中が見えると。

結構いいんですけれども、やはり、祭り期間中とか、そういうときには、薄暗くなれば、なんかみんな若い人は動転して気分が高まっていくので、そこら辺はやはりさ、先ほども私も言いましたけれども、今、防犯グッズっていっぱいあるので、そういうものも利用してやっていただきたいと。もしできるのであれば、8月のねぷたまつりとか、8月いっぱいかけていろんなイベントが行われますよね、ああいうときは、夏場のイルミネーション、中央公園だけでもつけてもらえればなど、そんな気持ちも持っております。

つけていただけるように、これはお願いをしたいと、そう思っております。そんなに金かからないと思います。設置して何だのかんだのってよりも、人感センサーってもう大体、今、家建てれば壁につけてだけでも人が通れば電気がつくような、いっぱいありますよね。私はああいうもんでもいいと思うんですよ。ですから、常時やるわけでもな

いし、そこら辺のところも考えながら対応策を考えていただきたいと思います。

再質問の4番目に入りたいと思います。この臨時のカメラ設置について、これはできるものでしょうか、できないものでしょうか。市民生活部のほうでは、どういう考え持っていますでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 現在、市民生活部の中では、臨時的な防犯のカメラの設置については検討されておりませんでした。実際それでも、実は不法投棄等で臨時のカメラは現在も設置要綱を持って設置しているところでもあります。

ですので、そのような防犯に関わる、そのようなカメラの予算確保であったり、要綱であったり作って設置という話にはなるのかなと思います。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 分かりました。カメラ等のことばかりを話すれば、なかなかこう、すぐつかないものですので、あれなんですけれども。

なんでこう強く言うのかなっていうのは、今年はやはりコロナももう2類から5類に下がるし、今年は県の開催する10市の祭典もありますよね。フェスタと同時にやるのかどうか、まだそれは私分かりませんが。やはりそういう大きな催し物をやれば、人口の2倍強の人が来ると、そういう祭典です。私も何度か見に行きましたけれども。そういうときにはそれこそ、すりとか置き引きとか、万引きとか盗難とかあるわけです。

そういうときのためにも、この臨時のカメラ、やはり今の時代はそういうふうな対策を取るべきだと思います。何事があっても、例えば、すり1つでも物がなくなったとか何とかがなれば、非常にこう、イメージ的に悪いわけです。確かに、市だけではできないものではありません。防犯協会はしかり、当然警察もそうしていかなければならないと思うんですけれども。やはりやった催し物は成功させたいと、そういう気持ちもあるわけですので。

今、臨時のカメラについては、今のところこういう規模の考えは持っていないということですが、今後そういうものを持っていただきたいと思います。私はできるんじゃないかと思うんですよ、期間を限っただけのものですので。

これ、犯罪は当然警察が介入しますけれども、安心・安全でやるっていうのは、やっぱり市でもそこら辺のところはちょっと考えてもいいのかなと、そういうふうに思いましたので。

そこら辺のところ、もう一度同じ質問になりますけれども、そういうものができるのかできないのか。それともやろうとするのかしないのか、そういうところまで、もしお答えできれば伺いたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 臨時のカメラの設置関係についてでございまして、イベント関係の立場で、10市大祭典のお話もございましたので、私のほうから御答弁させていただきます。

先ほど答弁させていただきましたが、マンパワーですね。要するにそのねぶたまつりとかにはですね、非常に多くの市職員なり、あと防犯協会とか様々な団体からの協力を得ながら、必要箇所、各所にですね、人を配置しております。

まずは、そういった人の見回りの中で何とか対応できないかということで、考えていきたい。あとは昨年の事案も含めてですね、いま一度その防犯対策につきましては、黒石警察署あるいは平賀交番と相談しながら、そこはちょっと進めさせていただきたいなと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） おおよその考え方は分かりました。でも、私の考えとしてはやはり、将来的には平賀駅前通りは常設。ほか大型のイベントや催し物、そういう観客が多い場合、それから集客が多い場合は、やはり臨時のカメラの設置で対応することを願っております。これで1番の質問は終わりたいと思います。

続きまして、2 新たなスポーツイベント構築について、(1) 基本的な市の考え方、必要性について伺いたいと思います。趣旨としては、平川市陸上競技場やひらかわドリームアリーナなど、多くの運動施設が整備されましたが、ここ数年はコロナ禍もあり、これらの施設を活用したスポーツイベントが開催されていないように思えます。

施設の整備はその後の活用も重要であり、施設や設備のハードだけではなく、それを活用するソフトも伴わなければならないと考えております。今年度、観光分野では平川ねふたまつり、食のイベントではひらかわフェスタが開催されましたが、スポーツ分野においては、市を代表するようなイベントが実施されていないような気がします。市が目指す平川らしさに「スポーツで元気なまち」を掲げているが、実態が伴っていないように感じられます。

新型コロナウイルス感染症も5類への移行が予定される中、これら整備された運動施設を活用し、広く市民が参加できるスポーツイベントの実施が必要と考えますが、市ではその必要性について、どのように考えているのか伺いたいと思います。

(2) 平川市陸上競技場を活用した開催について伺います。平川市陸上競技場を活用して、多くの市民が参加できるスポーツイベントを将来的に実施する考えがあるかどうか、これも併せて市の見解を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 新たなスポーツイベント構築に対する基本的な市の考え方についてお答えします。議員御指摘のとおり、市ではコロナ禍により、令和2年度以降ひらかわドリームアリーナ関連イベントや、どの世代も気軽に参加できるスポーツイベントとして実施していた平川市スポーツデーなど、予定していた多くのスポーツイベントが開催できませんでした。

一方で、コロナ禍にあっても、一昨年の11月には、サッカー元日本代表選手の鈴木隆行氏を講師に招き、小・中学生や高校生を対象としたトップアスリートによるサッカー教室を開催しております。また、昨年12月には、女子スピードスケート・オリンピック金メダリストの高木菜那氏をはじめ、トップアスリートを迎え、保育園年長児から小学生を対象とした親子参加型と、体験型プログラムで構成されるSOMPOボールゲームフェスタを開催し、多くの参加者でにぎわいました。

しかしながら、子供たちを対象としたスポーツイベントを開催した一方で、幅広い世代を対象としたイベントは開催できておりません。議員御指摘のとおり、「スポーツで元気なまち」を目指す上で、多くの市民が参加するスポーツイベントの開催は、重要視す

べき取組であると考えております。

市では、コロナ禍により、ひらかわドリームアリーナにおいて多くの市民を対象としたスポーツイベントが開催できていないことから、従来、陸上競技場で実施していた平川市スポーツデーについて、来年度はひらかわドリームアリーナを会場に開催し、市民が自由に参加できるスポーツイベントとして実施する予定であります。

新型コロナウイルス感染症の5類への移行が予定されていることなど、今後の動向を見極めながら、広く市民が参加できるスポーツイベントの開催に向けて準備を進めてまいりたいと思います。陸上競技場を活用したイベント開催についての御質問は、教育長から答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 私から、平川市陸上競技場を活用したスポーツイベントの開催についてお答えします。市では、旧平賀グラウンドにおいて平成24年度まで開催していた市民運動会について、参加者の確保が困難であることなどの理由から開催を断念しました。その後、平成29年度にオープンした平川市陸上競技場において、市民が自由に参加できるスポーツイベントができないか検討した結果、平川市スポーツデーの開催に至っております。

平川市スポーツデーは、令和2年度以降コロナ禍により3年連続で中止としておりますが、先ほどの市長の答弁にもありまして、来年度はひらかわドリームアリーナにおいて開催を予定しております。今後、平川市陸上競技場を活用したイベントの実施については、関係団体とも協議しながら、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 来年度は、平川市スポーツデーを中心にドリームアリーナで行いたいと、そういう趣旨のお話でした。私これはやはり、コロナ禍のせいもありまして、ちょっとう間が抜けたような感じですがけれども。やはりこれだけ陸上競技場が整備もされ、そして体育館、ドリームアリーナもできて、今はその裏に駐車場もできると。やはりこれで施設は完成なわけです。なぜこういう感覚になったかと言えば、それこそ、碇ヶ関のたけのこマラソンのこともございます。それは今さら蒸し返すわけではありませんけれどもやはり、開催が困難ということでこないだ議員の説明会でそういう話もありました。しかし、やはりこう開催が困難ということは、私の考えの中ではこれからはやらないんだと、そういうふうに私は思っております。そのときはそれこそ、それをそのまま平川市の平賀の陸上競技場に持ってくればできるのかなと、そういう感覚も持ったわけですがけれども。これはそのときに決まったことですので、今さらそれは蒸し返しませんけれども。やはり先ほど来述べているとおり、やはり市民が楽しく1日を過ごす、そういうスポーツイベントは私は必要だと思います。

何も建物建てでやっても、それを示すあれがないと。確かに立派な施設はできました。いろんな大会とか競技会あります。それもみんなここを利用すれば大型の施設でするのでできると思うんですけども、平川市たった人口3万人ですよ、3万人と言い切れませんが。やはり3万人を対象にしたこういう1日でも楽しいスポーツイベント、私なりの構想はございますけれども、それは言いませんけれども。そういう楽しいことはやっぱり私は必要だと思います。市長も野球が好きで、今もやられているよ

うですけれども、教育長はもともとアスリートですよ。私はそう思っています。

やはり、スポーツを通して人間をこうつなげるというのも、私は非常に大事なことだと思います。基本的な考え方を聞いたので、それに対して再質問はいたしません。でも、今後はやはりそういう形で進めていって、スポーツデーの中身も今後変わってくるかと思えます。期待をしておりますので、ひとつ市民が喜ぶようなスポーツイベントをぜひ構築をしていただきたいと思います。この件はこれで終わりにしたいと思います。

3 移住支援金について、お伺いをいたします。昨年末、暮れですね、新聞報道に出ました。国では来年度から地方移住を促す移住支援金を拡充し、子供1人当たり100万円を加算して支援するとの報道がありました。子育てをする若者世代を財政面でサポートすることで地方に移ってもらい、東京一極集中の是正につなげる狙いで、国では2027年度には東京圏から地方への移住者を年間1万人とする目標を掲げております。

そこで、今回のこの国の支援拡充に対して、市ではどんな対応する予定であるのかお知らせいただきたいと思います。

(2) どのような方が対象者なのか。移住支援金は、どのような方が対象となるのか、補助金額や財源も含めて、本制度の概要についてお知らせを頂きたいと思えます。

(3) お試し移住体験をした方で当市に移住した方はいるのか。市では、第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、社会減を改善するための施策として、移住に関心のある首都圏在住の方などを対象とした、お試し移住体験を実施し、移住促進を図ることとしております。これまで実施したお試し移住体験の参加者の中で、実際に当市に移住した方はいたのか、これまでの成果をお知らせください。よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員御質問の移住支援金につきましては、東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策として、令和元年度に国が創設した事業であり、当市においても、平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、県及び県内市町村と共同して実施しております。

国では来年度から、18歳未満の子供の数に応じて加算する金額を、現行の1人30万円から100万円へ引き上げるとのことでありますが、当市においても、子育て世帯の移住を後押しするため、来年度より子育て加算を100万円に拡充して対応することとしております。

このほかの御質問については、総務部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私からは、移住支援金の対象者などについてお答えいたします。まず、対象となる方の移住元の要件としては、過去10年のうち直近1年を含む5年以上の期間で、東京23区に住んだことがある方、または、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県いずれかから東京23区に通勤していた方が対象となります。

次に、移住先の主な要件としましては、「県が指定する地域の中小企業へ就業」や「テレワークで移住前の仕事を継続」、「移住先の地域で起業」など、仕事に関する要件が設定されております。その要件を満たせば、単身世帯の場合は60万円、2人以上の世帯の場合は100万円を支給しております。また、世帯内の子供の人数によって支給額を上乗せ

する仕組みがあり、今年度までは1人当たり30万円を加算しております。支援を受ける際の所得制限はありませんが、5年以上住む意思を示していただく必要があります、その前に転出した場合は返還を請求することとなります。

なお、本事業は国及び県の補助を受けており、実績に応じて、国から2分の1、県から4分の1が交付されることから、市の負担は4分の1となっております。

次に、お試し移住体験をした方で当市に移住した方はいるのかとの御質問であります。事業を開始した平成30年度以降、平川市移住体験ツアーとして5回開催し、合計23人の方に参加していただきました。そのうち、令和5年度に開催したツアーの参加者であった50代の御夫婦が、令和2年度に東京圏から当市に移住された実績がございます。失礼しました。そのうち、先ほど令和元年度のところを5年度と言いました。令和元年度に開催したツアーの誤りでございますので訂正します。申し訳ありませんでした。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 移住支援金については様々な要件があると思われ。時間も差し迫ってきているので、ずばずばといきたいと思っておりますけれども、この県外からの転入者の状況についても、私本当はちょっと伺いたかったですけれども、伺いたい内容を質問をさせていただきます。県外から、県内でなく県外ですよ。県外からの転入している方は今どれくらいいるのか。

そして、直近5年間のお話は、先ほど総務部長からもお話がございました、そしてこれについては東京圏ですよ、東京圏。例えば政令指定都市、札幌、仙台、もちろん神奈川県、大阪、福岡、そのほかにもありますけれども。神奈川が人口800万人と大阪が880万人と大都市圏なんですよ。例えば、そういうところからこちらのほうに移住をされる。そうなれば、今のこの要件は満たさないわけです、当然。東京だけが得をするわけです、正直なところ。

私は、これはあんまりいい制度とは思ってません、正直なところ。やはり地方移住はさ東京だけでなく日本全国津々浦々いいところあると思います。大都市圏もあるわけです。ですから私はやはり、こういうことに対しては、この制度が利用できない方もこれから出てくると。例えば大阪が来ると、でもその支援金はないと。そうすれば人口減を克服するためにやっている事業であれば、やはり私は当市でも独自にお金を出してでも、こういう政策を進めるべきだと思うんですけれども。とっぴな話で申し訳ないんですけども、そういうお考えがあるのかどうかそれは伺いたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 福士 稔議員にお尋ねいたします。県外からの転入者の状況については、直近の年度だけでよろしいでしょうか。

そうすれば、平川市の転入者のうち、県外からの転入者の状況、令和3年度については、232名というふうになってございます。それから、福士 稔議員お尋ねの東京圏からの移住でないと駄目なのかというふうなことでありますけれども、あくまでも東京から地方へ分散というふうな考え方の下に行っている支援金でございますので、やはり東京圏からの移住者が対象となるということでございます。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） もう1つ再質問させていただきます。私ちょっと困っており

ます。先日、首都圏在住の平川市出身の方から、将来的というよりも、もうそろそろ平川市に帰りたい、移住することを検討していると相談がございました。先ほど答弁があったとおり移住支援金には、それこそ様々な要件があると思います。

それでは、例えば定年退職をされたUターン者がこの平川市に帰ってくる移住をするとなれば、現行の移住支援金の対象者とならない方に対しても支援が必要だと思うんですよ。私は電話が来ても答えられないと、正直な話。こういう方いっぱいいると思います。当然、平川市から出た人で東京でいっぱいお仕事して、定年退職して、年もいったしと。でも、東京にいても汗臭くてまねと。帰ろうかなと。そういう人は対象になるんですか、ならないんですか。1つ伺います。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私も福士 稔議員と同じような考えは持つ1人でございますけども。まずはですね現行の移住支援金の目的としましては、地方の担い手不足対策として実施している側面もあることから、議員御質問の定年退職される年代を対象とした支援は、現時点では考えておりませんので御理解をお願いしたいと思います。ただし、首都圏以外から移住し、就業を希望する方などに対す支援することについては、一定の効果も期待されることと思いますので、ニーズや他市町村の事例を研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） よく分かりました。できるだけ平川市に移住をすると、そういう方には先ほど独自の財源とも言いましてけれども、それも含めながらやはり有効にやっていただきたいと、切に願ってこの件は終わりたいと思います。

そして最後の質問に入ります。4 プレミアム付き商品券の実績と検証について、伺います。令和2年度より新型コロナ対策や、灯油エネルギー物価高騰対策の1つとしてプレミアム付商品券事業を実施してきております。多分4回ぐらいだと思うんですけど、それぞれの販売数と販売率、売上額と使用額については、私聞き取りでお話しましたがどれも要りませんので、それをお知らせいただきたいと思います。

そして（2）購入の伸び悩みの原因について伺います。今回、物価高騰対策として実施した、ひらかわ生活応援商品券について伺います。これはプレミアム率が50%だったにも関わらず、私が聞いた範囲では購入数が伸び悩んだとっております。その原因について、やはり検証についてはこれ大事なことだと思いますので、お知らせを頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 福士 稔議員御質問のプレミアム付き商品券事業については、令和2年度より4回実施しております。各事業の実績及び購入数の伸び悩みに関する見解については、経済部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 令和2年度から実施しておりますプレミアム付き商品券事業の実績について、お答えをいたします。まず、新型コロナウイルス感染症対策としまして、令和2年度に実施いたしました平川市プレミアム付飲食・交通券については、プレミアム率33%、4,000円分の券を3,000円で販売しております。発行数2万冊に対して、

販売数9,449冊、販売率47%となっております。

次に、令和3年度に実施いたしました、平川市プレミアム付飲食・交通券については、先ほどと同じくプレミアム率33%、4,000円分の券を3,000円で販売しております。発行数1万5,000冊に対して、販売数1万1,483冊、販売率77%となっております。

続きまして、令和4年度に実施いたしました、ひらかわ得トク商品券については、プレミアム率20%、6,000円分の券を5,000円で販売いたしました。発行数6万2,000冊に対して、販売数1万6,514冊、販売率27%となっております。

最後に、原油・物価高騰対策といたしまして、令和4年度に実施いたしました、ひらかわ生活応援商品券については、プレミアム率50%、7,500円分の券を5,000円で販売いたしました。発行数9万3,000冊に対して、販売数5万4,493冊、販売率59%となっております。

次に、今年度実施いたしましたひらかわ生活応援商品券について、購入数が伸び悩んだ原因についての御質問にお答えします。本事業の実施に当たっては、先に実施いたしましたプレミアム率20%のひらかわ得トク商品券の販売率が低かったことを踏まえ、プレミアム率を50%としたほか、使える店舗を増やし、また、その店舗であることが分かりやすいようのぼりなどを配布しております。

この結果、商品券の販売率としては、59%でありましたが、経済効果を挙げますと、市内での商品券の使用による直接効果だけでも、4億円以上の効果があったものと考えております。福士 稔議員のもう少し売れてもよかったのではとの御指摘でございますけれども、考えられる要因といたしましては、販売店が近くにないために購入されなかった方、使える店が日頃買い物をしている生活圏にない方が一定数いたことが考えられます。

また、購入しやすいように1冊当たりの販売価格を低く設定し、1人当たりの購入可能冊数を3冊までといたしましたが、満額購入しない方も多かったと伺っており、これが販売率にも影響したものと思われま。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 発言残時間が0分0秒となりました。再質問2つほどございましてけれども、理由は分かりました。今後、いろんな事業支援、今回は事業支援のこともちょっと伺いたかったんですけども、もう時間の関係上できませんので、今後ともこういう体制、プレミアム商品券だけでない別の方法もあろうかと思っておりますので、いろいろ考えて理事者側では対応していただきたいと思っております。

これをもって私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（桑田公憲議員） 以上で、7番、福士 稔議員の一般質問は終了しました。

午後2時15分まで休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4席、9番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

(佐藤 保議員、質問席へ移動)

○議長(桑田公憲議員) 佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○9番(佐藤 保議員) ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第4席、議席番号9番、誠心会、佐藤 保でございます。本日最後の質問者となります。お疲れのところ恐縮でございますが、お付き合いのほどよろしくお願ひ申し上げます。

さて、1つ目から入らせていただきます。1 平川市の福祉除雪についてお伺いします。今年の冬は何かいつもと違うと感じておりますのは私だけでしょうか。温暖化になれば雪片づけが要らなくなるのではと淡い期待感を持っておりましたが、何と、真冬でも頻繁に雨となり、春到来を感じさせたかと思えば、一夜にして真冬に逆戻りしてしまいます。地球温暖化とはこういうことなのか、いよいよその本性を現し始めたのかと心配になります。

さて、1つ目の質問です。(1) 今期の除雪体制と稼働についてお伺いします。今年の冬の後半になって、天候の変化に追いつけなくなった状況にもありましたが、平川市の除雪はほかより丁寧であると私は感じております。まず、今期の除雪体制の概要と、出動回数の実績等をお知らせください。追加予算の専決処分もありましたので、そのときの判断材料は何だったのか、そこら辺も状況をお知らせください。

2つ目、本題に入ります。(2) 除雪困難者の把握について。今までも何度となく除雪困難者についての質問はさせていただきましたが、市の除雪は車に対しては誠に丁寧にやっていたいておりますが、各家庭の入口に置かれる雪には相変わらず閉口しております。高齢者や障がい者の自力で除雪するのが困難な方たち、いわゆる除雪困難者をどのように把握してるのかお知らせください。

次に3つ目になります。(3) 福祉除雪の確立についてお伺いします。団塊の世代が全員75歳以上になり、超高齢化社会の入口とされる2025年まであと僅かであり、ますます除雪困難者が増えることとなります。住み慣れたところで最後まで住むための条件の一つとして、この除雪の問題が大きく立ちはだかっています。

今までも市民の共助精神に期待した事業等が試みられましたが、何か長続きしていないように思います。市として、この問題に真正面から対応すべき時期に来たと思いが、御見解をお知らせください。以上、よろしくお願ひします。

○議長(桑田公憲議員) 市長。

○市長(長尾忠行) 福祉除雪に関する御質問に関しましては、各担当部長より答弁させます。

○議長(桑田公憲議員) 建設部長。

○建設部長(原田 茂) 私から、(1) 今期の除雪体制と稼働についてお答えします。まず、道路除雪体制の概要としましては、ドーザなどによる機械除雪53工区のほか、小型除雪機による除雪工区を含めた全59工区、延長約372キロメートルを実施しており、冬期間の安全で円滑な交通の確保に努めております。

次に出動実績ですが、市内全域の平均出動回数は12月が8回、1月が13回、2月が8回と、昨年と比べ増加しております。

また、2月1日付で専決処分した補正予算の内容としましては、1月末時点での予算

執行率が約93%となり、予算額が不足となることを見込まれましたので、過去の2月、3月の除雪委託料の実績を基に概算金額を算出して補正しております。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、除雪困難者の把握についてお答えいたします。除雪困難者からの屋根雪や寄せ雪等に関する相談は、平川市社会福祉協議会へ窓口を一本化しており、また、市で除雪困難者に関する調査等は行っていないため、把握してございません。

しかしながら、市では、災害時に自力で避難することが困難な在宅の独り暮らし高齢者や障がい者等に関する情報を掲載した避難行動要支援者名簿を作成していることから、支援が必要な世帯については、おおよそ把握しております。

次に、福祉除雪の確立についてお答えします。福祉的な除雪に関しまして、平川市社会福祉協議会が、町会に助成金を交付している小規模除排雪事業がございます。これは高齢者や障がい者世帯を対象に、各町会の除雪ボランティア協力員が除排雪を実施するもので、昨年度は28町会で実施したと伺っております。

また、市が町会に対し地域のコミュニティーづくりや町会運営に対する支援として交付している地域コミュニティ育成事業奨励金におきましても、町会が取り組む雪対策事業も実施しており、昨年度は22町会で除雪などの雪対策事業を実施しております。このほか、平川市社会福祉協議会やボランティア連絡協議会からなる、スノーバスターズによる屋根の雪下ろしも実施しております。

2025年問題といった超高齢化社会を迎えるに当たり、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における自助、共助の取組がますます重要になると考えております。

市といたしましては、これらの事業を活用し、町会や地域での共助による対応をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） あまり実態を御存じないように感じます。社会福祉協議会に若干、依存と言うか、丸投げの状態じゃないでしょうかね。社会福祉協議会から各町会に幾ら出しているとお思いでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 1町会当たり年間1万円と聞いております。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） それでどのような除雪をされているのか、ちょっと本当に疑問に思います。1万円を何をやられているんでしょうかね。社会福祉協議会のほうにもちょっとお尋ねしました。システムとしてはもう何年も前から確立してあるんです。これがそのまま動けば、何も問題ないと言うようなシステム出来上がってるんです。それ御存じでしたでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） もともとこちらの小規模除排雪事業については、合併前の旧尾上町時代から行われている事業だと聞いております。今現在の取扱要綱についても、平成20年度に制定された要綱でございまして、いわゆる10年以上、私から見ても、大分定着しつつあって、これからますます共助の地域づくりが確立していくものと

期待しているところでございます。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 申し訳ございません。全く現場を御存じないですね。金額のこと申し上げますとあれですけど。最近、社会福祉協議会とこの件に関して深く話し合いはされましたでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 先ほど来、市として丸投げしているのではないかという御発言ございましたけれども、社会福祉協議会のほうとは毎年何回かテーブルを持って、現在の雪対策に係る相談の内容ですとか、そういう報告を受けております。それで、社会福祉協議会の見立てとしても、この事業についてはいわゆる弱者全てをとということではなくて、近隣に親族がいないとか、そういう方に限定された事業でございまして、そういう意味でいきますと、ある程度充足されているのではないかというような分析でございします。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 何を分析されてるのか分かりませんが、実態全然御存じないと思います。もう一度確認してください。もう雪なくなってね、来年度に向けて今こういうお願いの質問しているわけですので。まるっきり、もうどこ見てるんですかってちょっとお聞きしたいですよ。

まあ、市の土木のほうでやられました除雪計画、この中にもね、ちょっとだけ載ってるんですけど、毎年その部分がちょっと薄くなってます。入口にのっそりと置かれる除雪、前にも申しあげました。高齢者はね、茫然と、ぱかっと口開けて何だこれって見てるんですよ、それどうしてくれますかね。何か市でお考えあれば教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私も雪国で育った1人と言う意味で言いますと、除雪車が走っていくと、家の前に置いていくのは、私はまだ若いので、苦勞って言えば苦勞なんですけれども、確かに、置いていくのはやむを得ないものと思っております。ただし、高齢者のみの世帯ですとか、重度の障がい者のみの世帯などの御家庭であれば、そうはならないと思っております。

ただ、そういう家庭を全て、家の間口の雪の塊を全て市が撤去するとなりますと、莫大な費用がかかるってというようなのは、前々も説明してきたかと思えます。よって、社会福祉協議会と市と連携してやっているその小規模除排雪事業については、ある程度、近隣に親族がいないですとか、そういう方を限定してやってございますので、もしそれ以外の方であれば、御親族の方をお願いするですとか、シルバー人材センターのほうに有料でお願いしてもらいますとか、そういう道を検討してほしいなと思っておりました。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 福祉を優先する平川市の考えであるとは、ちょっと。申し訳ない。その小規模除排雪事業は1万円ですよ。やはり市として、これを事業化しなくちゃいけない。もうそろそろそういう時期に来たんですよ。それ、全然意識されませんか。高齢者で雪片づげできないということで、離れてる家族が施設に冬場だけ入れてたんですよ。そして夏になればまた帰って普通の生活やると。そういう方が2、3人、

私の近くにおりました。それも、一冬そういうことやればね、2年目からずっと居っ放しになっちゃうんですよね。冬のあのきつい条件の中で1人で生活するというのは、ちょっとやはりあれですんでね。家族はやはり心配して、入ってろよと。そのままなんですよ。住み慣れた地域で最後まで、この言葉、実行しましょうよ。いかがですか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 繰り返しになりますけれども、現時点においては、その旧尾上町時代から行われております小規模除排雪事業やスノーバスターズ事業、地域コミュニティ育成事業、これらの事業が定着しつつあると考えております。このような共助の基盤が育ち拡大していくことが理想であるものと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 夢見てるような話ですよ。理想論というか。それでは全然、スノーバスター、どういう機能してるのか分かりませんが。やはり市としても本気で取り組んでください、この福祉除雪に関しては。県内でもそういう動きは見せてます。そして北海道はやはり全土、各市町村、皆この福祉除雪と銘打って事業やっております。年間の流れを見ますとですね、8月頃、除雪を希望する人を募ります。そしてある程度把握して、その後除雪支援者を募ります。そしてリンクさせて事業スタートするんですね。平川市でもやってみませんか。ただ逃げてるだけじゃ駄目ですよ。市長、何とか一言お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 雪国にあって、この雪の問題と言うのは避けて通れない課題であります。そういう中であって、高齢化が進み、自宅の前の置き雪を片づけることができないという人が増えてきているというのも事実だと思います。ですから、市としては、その小規模除雪事業や、あるいはスノーバスター、またコミュニティを活用した地域の共助というものを大事にしながら、また育てていながら、この問題の解決に取り組みたいということで今までやってきました。議員のほうから札幌市、北海道の例も御指摘ございましたけれども、北海道も社会福祉協議会と連携を取りながら、そこが中心となりながらやっているというふうに私は伺っております。

ですから今後も、社会福祉協議会と連携、あるいはシルバー人材センターとか、そういうふうなところとも連携を取りながら、できるだけ、独り暮らしの御老人、また障がい者の人たちが除雪に苦勞しないできるように、引き続き努めてまいりたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） これだけはね、何とかお願いしたいです。今の回答、全然お答えになってないですよ。市の事業として、もうある程度の予算化してですね、取り組む時期には来てると思うんですよ。

もう一度お尋ねしたいんですけども、事業化、なんとかお願いします。ボランティアに期待してっていうのでずっと今までもやってるんですけども、どこかで空中分解してしまってますね、あちこち聞きますと。そしてスノーバスターはちょっとしたマスコミ対応じゃないかと思うような、そういう動きなんですよ。そんなこと言ってあれです

けども。

何回も申し上げますけども、小規模除排雪、何も事業としてなってないですよ。各町会に1万円出して、何やってるんでしょうね。そして共助の限界が来てるんです。共助、ボランティア、その言葉が先に走って、実体を伴わないものになっておりますので、本当に考えて進めてください。動くのは夏場です。夏場でいろいろそういう動きして、次の冬には何とかね、高齢者、安心して過ごせる地域にさせていただきたいんですけど、駄目でしょうかね。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御意見としてお伺いしておきます。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 平川市のレベルもここまでじゃないと思うんですけども、もう少しね、理事者の皆さん、本気で考えてください。何か逃げてるような感じ、申し訳ないですけどもね。本気に市の高齢者を、住み慣れた御自宅で最後までっていう、そういうお考えは持っていますかね。お聞きします。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。質問外だと。もう一度。

○9番（佐藤 保議員） じゃあ、最後です。あまりこれ、意見として聞かれてもちょっと困るんですよ。絶対やってほしい意味で私、今、お願いしてますんでね。それやれない理由をちょっと教えてください。市の事業化して、ある程度予算化。これやらなければね、この除雪の問題、高齢者の福祉除雪は1歩も進まないと思います。ただ上辺だけ見て、うまく機能してるっていうのは、絶対うまくいっていませんので、各地域は。市長。団塊の世代です、私たちもね。市長もいつまで雪片づけできるか分からないですよ。ちょっとお答えください。これで終わりますんで、この問題は。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 先ほども申し上げましたが、この雪国にあって、置き雪と言いますか、除排雪した後のその対応というのは非常に難しい問題であり、また苦勞する問題であります。ただ間口の置き雪を全て市で、行政で撤去するとすると、なかなかそれもまた、いかがなものかというふうに考えるものでありますし、先ほど来の健康福祉部長の答弁にもあるとおり、ある意味では、本当の独り暮らしと言いますか、障がい者、そういう助ける人がいない人のところは把握して、市では対応しているということでございます。

小規模除排雪事業にも25、6町会ぐらい参加しておりますし、またコミュニティでやっている町会もございます。そういうところも踏まえながら、今後ますます高齢者や、あるいは身寄りのない独り暮らしが増えたという段階にあっては、その対応もまた考えていかなければならないのかなというふうには考えます。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 高齢者は冬場冬眠してると、そういう市のお考えっていうのはちょっと聞きましたので。やはりこれはね、もちろん地域でも動きますよ、動いてますけども、ちょっと限界がありますのでね、市の事業として取り上げていただきたい。それと社会福祉協議会ともう少しお話してください。何もやってないでしょうに。ある程度そういう話されてますけど、突っ込んだ話してないように思いましたね。先日ちょ

っとお邪魔して聞きましたけども。

次の質問に入らせていただきます。2つ目です。2 碓ヶ関小・中学校の周辺環境についてお伺いします。私は教育民生常任委員会の委員として、年明け早々、小学校、中学校の所管事務調査をやらさせていただき、碓ヶ関小・中学校には、1月の11日にお邪魔いたしました。校長1人の教頭2人で、ほぼ小中一貫校に近い形になっていて、何か理想的な教育環境であると感じたところであります。

それで質問に入ります。(1) 大型宿泊施設の廃墟と対応についてであります。碓ヶ関小・中学校は既設の中学校に小学校をつなげた造りになっていますので、廊下は陸上の100メートルトラックに使えますねと教頭に尋ねましたら、雨の日はそういう使い方もしているとのことでありました。しかし、3階の廊下の窓からグラウンド越しには、平川市の長年の課題となっております建物がまだ、でんと構えておりました。

子供たちは与えられた環境の中で、その空気を胸いっぱい吸い込んで成長し、自分たちのふるさと感を醸成します。その中で、平川市として未だに対応しきれずにいますあの廃墟を、子供たちはどのように感じ取っているのでしょうか。

質問です。建設から事業撤退し廃墟になった経緯、そして今までの市の対応をお知らせください。

(2) 小学校跡地の利活用についてであります。今話しました問題の建物は残したままで、子供たちがつい先日まで学んでいた思い出の場所を、すぐさま更地にしたのはどうしてでしょうか。その理由をお知らせください。また、更地にした箇所の利活用については、どのようなことを考えているかお知らせください。

(3) 学校を中心とした地域活性化についてであります。教育民生常任委員会の所管事務調査において、学校は設備も整え、本当にあずましい学校につくり上げたと思っているのは本音であります。しかし子供たちの人数を聞きますと、これはいずれ消滅してしまうのではないかと、そういう心配にも陥りました。この学校を存続させるためには、児童生徒数の維持や、さらに増やす施策が必須となります。この恵まれた教育環境を市内外の子育て世代に発信して、転入施策を講ずるべきだと考えますが、市のお考えをお知らせください。以上、3つであります。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、学校を中心とした地域活性化についてお答えをいたします。碓ヶ関地域のみならず、少子高齢化の進行に伴う人口減少は当市の喫緊の課題であり、市では、令和2年3月に策定した第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少対策に取り組んでいるところであります。

その成果として、平成25年3月時点の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口より緩やかな減少に留まっており、近年では、子育て世帯の転入者が転出者を上回る転入超過となっている状況であります。

碓ヶ関地域に子育て世帯向けの住宅を整備することにより、活性化が図られるのではないかと御提案がありますが、住宅環境の整備につきましては、これまで一定の成果を上げてきた民間宅地開発支援事業や、すこやか住宅支援事業を継続して実施する考えであり、市が主体となり、子育て世帯向け住宅を整備する考えはございませんので、御理解をよろしく願います。

また、学校給食費無償化事業や、令和5年9月診療分以降の医療費から対象を高校生相当の年齢までに拡充する子ども医療費無料化事業など、子育て支援策の充実を図り、碓ヶ関地域を含む市全体の人口減少対策に引き続き取り組んでいくことにしております。

このほかの御質問につきましては、各担当部長及び教育長から答弁いたします。

○議長（桑田公憲議員） 暫時休憩します。

午前2時49分 休憩

午前2時57分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部長。

○建設部長（原田 茂） 議員御質問の、碓ヶ関小・中学校の隣にある大型宿泊施設の建設から現在に至るまでの経緯についてお答えいたします。

この施設は、昭和39年に簡易保険保養センターとして簡易保険福祉事業団が建設し、昭和62年に1度建て替えをし、現在の姿の施設になりました。平成16年に郵政民営化に伴い施設が閉鎖となり、その後、平成17年に法人に売却され、平成19年には別の法人が贈与を受け、現在に至ります。

次に、この施設に市が行ってきた対応につきましてお答えいたします。令和4年3月議会においても答弁いたしましたが、この建物は現在空き家となっておりますので、適切に管理するよう、法人登記に記載の会社と法人代表者に対し、文書を送付しております。しかし、いずれも返送されており、現在は施設所有者の所在が分からない状況となっております。

次に、この施設の今後の対応につきましては、施設が今以上に荒廃し、周囲が危険な状態となることが予想された際には、他自治体の先進事例を参考にしながら、弁護士等と相談の上対応方針を検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 私からは、旧碓ヶ関小学校跡地の利活用についてお答えいたします。まず、校舎解体に至った経緯といたしましては、碓ヶ関小学校の改築事業は国の交付金を活用しており、危険改築というメニューで採択されています。したがって、改築工事完成後、旧校舎を速やかに取り壊すことが条件となっていることから、今年度解体工事を実施したところであります。

次に、跡地の利活用方法についてであります。まず、グラウンド部分については、スポーツ振興のため、運動施設として広く市民に開放するほか、冬期間は雪置場として使用することも考えております。

次に、校舎及び体育館の解体跡地部分については、当初、駐車場などグラウンドと一体的な使用を想定しておりました。しかし、解体工事をしたところ、水が湧き出ていることから地盤が非常に軟弱で、整地すらできない箇所があり、すぐには使用できる状態ではありません。現在は立入りできないよう木柵を設置しており、引き続き地盤の状況を見守っていきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） いろいろ御面倒かけました。まず最初の質問になります。1番、大型宿泊施設の今までの経緯は教えていただきましてよく分かりましたけども、今がその解体時期で、もうこれ以上危険になるというのは、どういうことを言われているのか。もう今まで何年も放置して、地区の方からも何度となく多分要望は来てるはずなんであります。

そして私、今、小学校の話にくっつけてちょっとお話したんですけども、平川市の大事な子供を、魚のサケに例えるのは大変申し訳ないんですけども、動物、特にサケはですね、本当にふさわしくない話になるんですけど、ふ化した後、大海に出て、また必ずその生まれたところに帰ってくるんですよ。今、こういう状況でどうですか。碓ヶ関小・中学校卒業した人たちが、また帰って来たいと思うような雰囲気になっていないように思うんですけども。もう片づけるべき時期に来たと思います。いかがですか、市長。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 今のこの空き家の施設の状況でありますけども、撤去に向かうという一つの判断は、特定空家に認定し、その後、空家法に基づいて手続を進めるといことになります。今現在、この建物についてはコンクリート造ということもあって、不良度がそれほど悪化しておりません。確かに、外から見たときは、立木であるとか草であるとか、それらの状況が非常に悪くて、見た目が悪いという、これは非常に印象が悪いんですけども、空き家として見た場合に、まだ特定空家に認定するほどの不良度にはなっていないということから、こちらの今のスタンスとすれば、所有者の特定に全力を尽くすと。あるいは、これが特定空家の必要性が出てきた場合には、その時点で所有者が不明であれば、裁判所のほうに財産管理人等の申立てをするなどした法的な手続をやることになるかと思いますが、今現在は、そういう時期ではないということで、もう少し、こちらとしては建物を見ていくという状況です。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） コンクリートの構造物を木造と一緒にしちゃいけませんよ。あれ永久保存になってしまいます、あの建物。中、もう動物のすみかになっているの聞いてますし、即刻動くべきだと思います。今まで何度となく地元から要望来てるはずなんですけど、今まで何していたんですかね。すぐ動いたほうがいいと思います。部長のお話であれば、ずっとあのまま保存されますね。遺跡になりますよ、何か。あんまりこんなふうに言いぶりして申し訳なかったんでありますけども、とにかく、地区の要望としては、新しい学校造ってなんであのままあの古い建物残すのよと。そしてその言い訳みたいに小学校すぐ更地にしてしまう。何かやることが分からないそうですよ。そういうことで、市としてもあの直ちに動きお願いしたいと思います。

最後になりますけども、まあいろいろ存続困難な様々な理由があったんでしょうけども、また出して申し訳ないです。たけのこの里やゆうえい館が消えましたの、本当に私は残念だと思っておりました。市側はですね、マイナス要因だけ強調して説明してましたけども、うんざりした説明でしたね。もう途中で止めてくれと言いたくなりました。今までのそういう実績とか何にもなくて、マイナス要因だけ。いずれあの碓ヶ関には何か埋合わせしなくちゃならないかと思えます。ずっと築き上げたやつですんでね。温泉

とか、スーパーとか、診療所もありまして、学校を中心とした何か、理想的なコンパクトシティが出来上がるんじゃないかと考えておりましたので、市長、最後のこのお考え、見解、ちょっとお知らせください。終わりますけども。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 佐藤 保議員の碓ヶ関地域を思う思いというのはよく分かりました。ただ、今の人口減少が進む中であって、あらゆる公共施設をそのまま維持存続していくというのは不可能でございます。これほどこの自治体でも同じでございますが、今まである公共施設をそのまま存続させるということ自体が、市の将来に大きな禍根を残すということで、市では新しい事業を展開する中であって、また、スクラップ・アンド・ビルドという絡みもございまして、その地域地域によってなくするものを指定しながらきたという経緯がございます。

これは、これからもしていかなければならないとは思っております。かんぼの宿に関しましては、これは持ち主がないということではなくして、いわゆる登録上の持ち主があるわけです。そちらのほうに、まあ税金も払ってもらっていませんけれど、処理をお願いしてもなかなかできない。全国どこにも空き家ありますけれど、そういう特定空家的なものを全部自治体で取り壊していくってことは、この経費自体が市民の税であるものを、そういう放棄したものに全部投入していったいいのかと、こういう議論がございます。

明日の質問の中にありますけれども、国のほうでは、その空き家に関しましては、3年以内に相続登記しなければ10万円の罰金とか、そういうふうな新しい法律もできてきているようです。空き家に関してはそうですが、例えばその大きな工場とか、そういうものが廃棄された場合、議員が申し上げるとおり、市の税金でやればいいのかというのであれば、議会のほうが了承していただけるのであれば検討しなきゃならないとは思いますが、そういう状況にはなっていないというふうに思っております。議員の御意見はごもっともなところもありますので、お伺いしておきますが、即、市のほうで、今あるかんぼの宿を解体して、市の税金をつぎ込んでっていうふうな考えには至っていませんので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 申し訳ございません。全然お答えになってないのかなと思いましたがね。市長はトップセールスで各地区お回りになってます。そのトップセールスの逆もやっついていいんじゃないですか。持ち主に直接交渉するとかですね、そこまで動き見せてほしいです。全然、市の動きが見えません。あの建物に関しては。

それであのもう一つ、ちょっと教育長にも質問したいんです。漏れてましたんで。学校のにぎわいを持たせるっていうのはちょっと校長先生も負担になるんでしょうけども、今、私たち高齢者を対象として、学校を学び直しの場として活用すること、そういうことはできるものでしょうか。ちょっと教えていただきまして。

あともう一つです。碓ヶ関小学校、中学校の将来の子供たちの数っていうのは何か押さえているものでしょうか。ちょっと分かっている範囲で教えていただきたいです。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） にぎわいということで、それが学校の負担になるのではない

かと、そういう心配もあります。確かに、時代は教職員の働き方改革、そういう方向に向かっていますので、できるだけ教職員の負担、それから校長先生、教頭先生の負担、それを排除していくという方向になっております。まずそれがベースになります。

学び直しということで、御高齢の方とかあるいは地域の方、まあお父さんお母さんでもいいんですが、そういう場合は、多分夜あるいは土日になるかと思いますが、全く障害はございません。校長先生に直接お話しして、こういうふうには何月何日何時から何時まで、どここの教室借りたいんですが、もし何も不都合がなければ、学校としてはどんどん学校開放ということで、学校の施設を校長先生の一存で貸すことはできることになっております。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 碓ヶ関地域の児童生徒数の見込みですが、学校再編計画では現在出生数等で見込んでおったんですけども、今、ちょっと資料が手元にありませんので、お答えできません。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 学校要覧で近況はわかりますので、後でまたゆっくりお伺いしたいと思います。

じゃあ、次の質問に入ります。皆さんにお時間取らせてしまいまして申し訳ございません。3 基幹産業の課題についてお尋ねします。

近隣市町村でも同じ傾向でありますけども、特に平川市の場合は基幹産業と言えやばり農業であります。（1）人・農地プランから地域計画について、3月3日付で市のホームページにもアップされましたが、改めて、人・農地プランから地域計画に変更する理由と、今後の市の進め方をお知らせください。

（2）森林管理の状況と調査結果について。森林の荒廃については今までの一般質問で何度かやらせていただきました。カモシカ、ウサギ、キツネ、タヌキは見かけまして、近年、りんご畑周辺に熊、イノシシ、ニホンジカまで現われ、それがわなにもかかっています。まさに放置された森林は動物園の状況でありました。

平成31年4月の森林管理法の施行に伴い、現在実施されている森林経営管理制度について、市がこれまで行ってきた森林所有者に対する意向調査の実施状況と調査結果をお知らせ願います。

3つ目、これも農業の大問題となっておりますけども、（3）異常気象の対応についてであります。昨年の大雨災害など、このところ、温暖化の影響とされる気象上の災害が激甚化しており、農地や農業施設、農作物に直接大きな被害を与えています。基幹産業である農業を守るという観点から市の施策をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員御質問の地域計画への変更についてであります。令和4年5月に農業経営基盤強化促進法の改正が行われ、農地集積と集約化を強力に進めるため、名称が人・農地プランから地域計画に変わり、全市町村において、令和6年度末までの策定が必要となりました。

主な変更点は、地域計画の柱となる目指すべき将来の農地利用のビジョンとして、目標地図を新たに作成することが義務づけられました。目標地図は、高齢等で耕作ができ

なくなった際に、次の耕作者へスムーズに引き継がれるよう、10年後の1筆ごとの耕作予定者を示すものです。

なお、計画策定後は、市ホームページにて個人情報に関する部分を除き、公表することとしております。議員の皆様には、策定した旨をお知らせしますので、御覧いただきますようお願いいたします。現在の状況と今後の進め方については、後ほど経済部長より答弁をさせます。

次に、異常気象の対応についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、近年は豪雨による災害が増加する傾向にあり、今後も農業経営へ影響することが懸念されているところであります。

市では、これまでも大雨や台風による自然災害など不測の事態への備えとして、セーフティネット対策への加入を呼びかけております。今後も災害が発生した場合には、引き続きJAなど関係機関と連携し、迅速な対応を行っていくほか、生産現場の声にしっかりと耳を傾け、必要な対策を講じてまいります。

このほかの御質問は、経済部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、初めに地域計画策定に向けた現在の状況と今後の進め方についてお答えをいたします。

現在、来年度からの本格的な策定がスムーズに行えるよう、中南地域県民局や農地中間管理機構など関係機関と連携し、尾上地域の1地区を選定し、策定までの流れを確認しながら作業を進めているところでございます。

今後の進め方でありませけれども、今年度の取組や他自治体の事例などを参考としながら、令和5年度、令和6年度の2年間において、市内全16地区の地域計画の策定を目指しております。

おおまかな策定までの工程を申し上げますと、令和5年度には、農業委員会と連携し、農地の出し手、受け手に10年後の農地利用の意向を確認するためのアンケート調査を実施いたします。令和6年度には、アンケート調査の結果を踏まえ、16地区それぞれにおいて、地域内の農業を担う方への農地集約化に関する方針などについて話し合いを行い、10年後目指すべき農地利用の姿を目標地図として作成いたします。その後、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の意見聴取を行い、公告により地域計画が策定となります。

次に、森林管理の状況と調査結果についてお答えをいたします。森林経営管理制度は、経営管理が行われていない森林について、市が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムであります。当市では、平賀・尾上・碓ヶ関地域の森林を8区域に区分し、令和2年度から森林所有者等を対象に森林経営に関する意向調査を開始しております。

今後、意向調査の結果を踏まえ、現地確認や境界確認などを実施した上で、林業経営に適した森林については、林業経営者へ再委託を行うなど、森林資源の適切な管理を進めてまいりたいと考えております。

次に、これまでに行われた意向調査の結果についてお答えいたします。

調査項目としましては、所有する森林について、所在地や境界を把握しているか、日

常に管理を行っているか、今後の管理を自ら実施するかなど、全6項目となっております。

調査区域としましては、まず、令和2年度は、碓ヶ関相沢や碓沢などの碓ヶ関西部地区を調査し、令和3年度は、碓ヶ関古懸や三笠山などの碓ヶ関東部地区、また、今年度は、尾崎や金屋、新屋などを尾崎地区として調査しております。

これらの調査結果についてでございますけれども、3年間分まとめた結果でお答えさせていただきます。

調査対象者数が741名、そのうち520名の方から回答いただきました。調査項目別で申し上げますと、自分の所有であるか把握していない方が64人の12%、森林の所在を把握していない方が230人の44%、境界を把握していない方が350人の67%、今後の管理や整備について、市への委託を希望する方が397人の76%でございました。

また、3つの区域の回答のあった森林面積約410ヘクタールのうち、見回りなど日常的に管理が行われていない森林が約359ヘクタールの87%、過去10年以内に全く整備が行われていない森林が約258ヘクタールの63%という結果となっております。

このことから、調査を行った3つの区域では、日常的な管理や整備が不十分であり、今後の管理等を市へ委託したいと希望する方の割合が高く、所有者の森林離れの傾向が見受けられております。

最後に、市で行っているセーフティネット対策についてお答えをいたします。市では、これまでも加入促進に向けた取組を行ってまいりましたが、令和元年度からは、自然災害や農産物の価格低下など、農家の経営努力では避けられない収入減少分の一部を補填する農業収入保険制度への加入促進事業を実施しており、掛金に対し30%の助成を行っております。

令和3年の米価下落を受け、令和4年度から令和6年度までの3年間においては、補助率を50%に拡充し実施しております。

このほか、自然災害や病虫害などによる減収に備えたりんご共済への加入促進事業も行っており、掛金に対して20%助成を行っておりますので、引き続き、これらのセーフティネット対策への加入促進に努めてまいります。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） あの、ちょっと途中で時間オーバーですんで、残りは次回に回したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（桑田公憲議員） 以上で、9番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日7日、午前10時を開議とします。

本日はこれをもって散会します。

午後3時25分 散会